

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

英国内務省

国別政策及び情報ノート

スリランカ：性的指向及びジェンダー アイデンティティ又は表現

第 6.0 版
2024 年 9 月

目次

概要.....	3
評価.....	4
評価について.....	4
1. 重要な事実、信ぴょう性及びその他の確認／照会.....	4
1.1 信ぴょう性.....	4
1.2 適用除外.....	5
2. 難民条約上の理由.....	5
3. リスク.....	6
3.1 国家からのリスク.....	6
3.2 非国家主体からのリスク.....	9
4. 保護.....	11
5. 国内移住.....	11
6. 証明.....	12
国別情報.....	12
国別情報について.....	12
7. 地理及び人口統計.....	13
7.1 地理.....	13
7.2 人口統計.....	13
8. 法的背景.....	14
8.1 憲法.....	14
8.2 成文法.....	15
8.3 LGBTI の人々に影響を与えるその他の法的規定.....	16
8.4 刑法（改正）法案（2023 年）.....	18
8.5 ジェンダー平等法案.....	21
9. 国家の姿勢及び国家による処遇.....	22
9.1 性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する公式見解.....	22
9.2 LGBTI の人々の処遇.....	25
9.3 トランスジェンダーの人々、レズビアン及びバイセクシュアル女性の処遇.....	28
9.4 起訴.....	30
9.6 保護.....	34
9.7 オンブズマン／苦情処理メカニズム.....	36
10. 社会規範.....	37
10.1 社会的姿勢.....	37
10.2 宗教的姿勢.....	39
11. 社会的処遇.....	40
11.1 LGBTI の人々の処遇.....	40

11.2	レズビアン及びバイセクシャル女性の処遇	42
11.3	トランスジェンダー及びインターセックスの人々の処遇.....	43
11.4	転向療法	44
12.	サービスへのアクセス	47
12.1	概要	47
12.2	医療	47
12.3	雇用	50
12.4	住宅	51
13.	LGBT 団体、市民社会及び人権 NGO	52
13.1	既存組織	52
13.2	国家による処遇	53
13.3	ゲイの「シーン」又は「コミュニティ」	53
	バージョン管理及びフィードバック	56

概要

スリランカはイングランドの約半分の大きさで、推定人口は約 2,200 万人である。ある調査によれば、18 歳から 65 歳までの人々の 12%が自らをレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、又はインターセックス（lesbian, gay, bisexual, trans or intersex : LGBTI）と認識しており、その人口は主にコロombo（Colombo）、北西部州、北中部州に集中している。

憲法は、法律の下では全ての人が平等であると定めているが、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、又は性表現（sexual orientation, gender identity or expression : SOGIE）に基づく差別を具体的に禁止してはいない。成人同士の合意に基づく同性間の性的行為は刑法上犯罪となるが、起訴されることはまれである。LGBTI の人々が刑法に基づき起訴されるリスクは低いものの、仮に適用されればそれは不均衡かつ差別的に適用される可能性がある。その他の法律が LGBTI の人々、特にトランスジェンダーの女性や性労働者に対する嫌がらせ、逮捕、拘禁のために利用されるが、ほとんどのケースは裁判まで進まない。

政府は LGBTI コミュニティの権利を保障し強化すると表明しており、2020 年の選挙期間中にピークを迎えた政府や公職者による同性愛嫌悪やトランスジェンダー嫌悪の言説は減少している。政府は 2023 年の同性愛行為を非犯罪化する法案を支持し、現行法の適用停止を約束した。これは公的レベルにおける LGBTI の人々への姿勢に大きな変化が生じていることを示している。

スリランカは文化的に保守的な国ではあるが、特に若年層、都市部住民、教育を受けた層の間で、LGBTI の人々に対する公衆の態度が次第に寛容になりつつある兆候が見られる。

LGBTI の人々は、地域社会や家族による嫌がらせ、脅迫、敵意、虐待、ヘイトスピーチ、そしてオンライン上での「アウティング」に直面している。家族から転向療法（CTP）や魔術的行為を受けるよう圧力をかけられる事例もある。国家が強制的な CTP に関与していることを示す情報はない。レズビアンやバイセクシュアルの女性は、伝統的な結婚を含む女性に対する社会の期待に順応するよう圧力を受ける。LGBTI の人々に対する暴力事件が発生する場合、それは家族内で行われる傾向があり、より広範な社会的な暴力の具体的な事例はほとんどない。

LGBTI の人々は、医療や教育、雇用、住宅へのアクセスにおいて差別や汚名、偏見を経験している。特にトランスジェンダーの人々や、行動や外見が異性愛規範的でないとみなされる人々は、文化的固定観念によって深刻な影響を受けている。トランスジェンダー・コミュニティのメンバーが直面する差別の程度は、その人の社会経済的階層、宗教、居住地、そして自己表現の仕方によって異なる可能性が高い。

概して、LGBTI の人々は国家及び／又は非国家／ならず者国家を主体とする迫害や深刻な危害に直面する可能性が低い。そうでないことを証明する責任は当人にある。

概して、国家は有効な保護を提供する能力はあるものの、そうする意思はない。国内移住はコロomboなど（ただしこれに限定されない）他の地域への移動が合理的である可能性が高い。各事例は事実に基づいて判断されなければならない。

申請が却下される場合、その申請が 2002 年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）第 94 条に基づき「明らかに根拠のないもの」として認定される可能性は低い。

[目次に戻る](#)

評価

本節更新日：2024 年 9 月 25 日

評価について

本セクションでは、本ノートに関連する証拠、すなわち[国別情報](#)、難民又は人権に関する法律・政策、及び適用可能な判例を検討し、**一般的に**以下に該当するか否かについて評価を行う。

- ・ 申請者が、実際の又はそうであるとみなされた性的指向及び／又はジェンダーアイデンティティ、又は表現のために、国家及び／又は非国家主体による迫害や深刻な危害を受ける現実的な危険に直面している。
- ・ 国家（又は準国家機関）は有効な保護を提供できる。
- ・ 迫害又は深刻な危害を避けるための国内移住が可能である。
- ・ 申請が却下される場合、その申請が [2002 年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）第 94 条](#)に基づき「明らかに根拠のないもの」として認定される可能性が高い。

本ノートは、ゲイ、レズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス（LGBTI）の人々、及び LGBTI であると認識されている人々の状況評価を提供する。資料では LGBTI の人々を集団とみなすことが多いが、各グループの経験は異なる場合がある。情報が入手可能な場合、本ノートでは各グループに個別に言及し、その処遇を検討する。

ただし、決裁権者は、各事例の具体的な事実を考慮に入れ、全ての主張を個別に検討しなければならない。

[目次に戻る](#)

1. 重要な事実、信ぴょう性及びその他の確認／照会

1.1 信ぴょう性

- 1.1.1 信ぴょう性評価に関する情報については、[「信ぴょう性及び難民地位の評価」](#)並びに[「庇護申請における性的アイデンティティの問題」](#)及び[「庇護申請におけるジェンダーアイデンティティの問題」](#)に記載の指針を参照されたい。
- 1.1.2 決裁権者は、庇護申請者が以前に英国査証又はその他の形態の在留許可を申請しているかどうかを確認しなければならない。査証に一致する庇護申請は、庇護面接を実施する前に調査しなければならない（[「査証の一致、英国査証申請者による庇護申請に関する庇護指針」](#)を参照）。

- 1.1.3 庇護申請者が主張する出身地を巡って疑義が存在する場合、言語分析テストを利用できるのであれば決裁権者はその実施を検討すべきである（「[言語分析に関する庇護指針](#)」を参照）。

公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの開始

- 1.1.4 本セクション内の情報は、内務省内での利用に限定されているため、削除されている。

1.1.5

公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの終了

[目次に戻る](#)

1.2 適用除外

- 1.2.1 決裁権者は、適用除外条項の 1 つ（又は複数）を適用することができるかどうかを検討するに足る深刻な理由があるかどうかを審査しなければならない。各事案は、個々の事実関係と実体的側面に基づいて検討されなければならない。

- 1.2.2 申請者が難民条約（Refugee Convention）の対象から除外される場合、（難民条約よりも広範な適用除外事項を有する）人道的保護の認定対象からも除外されることになる。

- 1.2.3 適用除外条項及び制限付在留許可に関する指針については、[難民条約第 1F 条及び第 33 条第 2 項に基づく適用除外、人道的保護](#)に関する庇護指針、及び[制限付在留許可](#)に関する指針を参照されたい。

公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの開始

本セクション内の情報は内務省内のみでの利用に限定されているため、削除されている。

公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの終了

[目次に戻る](#)

2. 難民条約上の理由

- 2.1.1 特定の社会的集団（particular social group : PSG）に実際に属している又はそのようにみなされている。

- 2.1.2 LGBTI の人々は、スリランカ国内で難民条約の意味の範囲内における PSG を形成している。なぜなら、LGBTI の人々は変えることのできない生来の特徴又は共通の背景を共有し、若しくはアイデンティティ又は良心にとってあまりにも根源的なものであり、捨てることを強制されるべきではない特徴又は信念を共有し、かつ、この集団が周囲の社会から異なるものとみなされているという理由によりスリランカ国内で明確なアイデンティティを有しているからである。

- 2.1.3 2015 年 2 月 18 日に公布されたスリランカ国別ガイダンス事例 [LH 及び IP（同性愛男性：リスク）\[2015\] UKUT 00073（IAC）](#)（2014 年 8 月 6 日から 8 日まで審理）において、上級審判所（Upper Tribunal : UT）は、全ての LGBTI の人々が PSG を構成すると判断した。特に市民パートナーシップ関係にある者や結婚している者について、UT は「...出

身国における法的地位に市民パートナーとしての地位や同性婚者の地位が反映されていない個人が、別の特定の社会的集団を形成するとはみなさない」(25 項) と判示した。

- ・ 2.1.4 スリランカの LGBTI の人々は PSG を形成しているものの、難民として認定されるためには、そのような構成員であることを立証するだけでは十分といえない。対処すべき問題は、申請者がそのような集団の構成員であるという理由で迫害を受ける可能性があるか否かである。
- ・ 2.1.5 難民条約上の 5 つの理由に関する詳細な指針については「[信ぴょう性及び難民地位の評価](#)」に記載の庇護指針を参照されたい。

[目次に戻る](#)

3. リスク

3.1 国家からのリスク

- 3.1.1 LGBTI の人々が国家による迫害又は深刻な危害を受ける現実的なリスクにさらされる可能性は低い。そうでないことを証明する責任は当人にある。
- 3.1.2 LGBTI の人々は刑法に基づき起訴される現実的なリスクにさらされる可能性は低い。ただし、仮にこの法が適用された場合、それは不均衡かつ差別的に適用される可能性がある。
- 3.1.3 憲法は、全ての人が法律の下で平等であると定めているが、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、又は表現に基づく差別を特に禁止してはいない。同性婚は認められていない。性別を変更し、身分証明書に反映させるための法的規定は存在するが、その手続は長く複雑になり得る ([法的背景](#)を参照)。
- 3.1.4 成人同士の合意に基づく同性間の性行為は刑法上の犯罪行為であり、罰金から 10 年の禁錮刑までの刑罰が科される可能性がある。「著しいわいせつ (gross indecency)」は性行為の有無を問わない上、同性間の行為に限定されないため、LGBTI カップル又は異性愛者カップルの公の場での愛情表現にも適用され得る ([法的背景](#)を参照)。
- 3.1.5 トランスジェンダーの人々は、刑法上の「なりすましによる詐欺」を犯罪とする規定の影響を受ける。有罪判決を受けた場合の刑罰は、罰金から 3 年の禁錮刑までである。浮浪者条例は、トランスジェンダー女性（特に性労働者。この法律では売春自体は犯罪ではないにもかかわらず）やレズビアンに対する嫌がらせや拘束のために利用される。ただし、ほとんどのケースは裁判まで進まない ([法的背景](#)及びトランスジェンダーの人々、[レズビアン及びバイセクシュアル女性の処遇](#)を参照)。
- 3.1.6 政府は LGBTI コミュニティの権利を保障し強化すると表明している。また、政府や公職者による同性愛嫌悪やトランスジェンダー嫌悪の言説は、2020 年の選挙期間中にピークを迎えた後、減少傾向にある。2023 年 5 月、同性愛を非犯罪化する法案がスリランカ最高裁判所により憲法に合致すると判断され、これにより同性愛はもはや処罰対象とならなくなった。政府は同法案を支持すると表明し、2023 年末に議会で 2 回の読会が行われた。また政府は現行法の執行停止を約束しており、これは公的レベルにおける LGBTI の人々に対する姿勢の大きな転換を示している。本稿執筆時点では、2024 年の議会にお

ける法案の進捗状況に関する追加情報は確認できなかった（[刑法（改正）法案（2023年）](#)及び[性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する公式見解](#)を参照）。

- 3.1.7 2015年2月18日に公布されたスリランカ国別ガイダンス事例LH及びIP（同性愛男性：リスク）[2015] UKUT 00073（IAC）（2014年8月6日から8日まで審理）において、上級審判所（UT）は「...[刑法の]第365条は1948年のスリランカ独立以前に制定されたものであるが、独立以降、起訴事例は存在しない」（16項）と指摘した。また、スリランカにおける同性愛男性に対する扱いは、一般的に迫害や深刻な危害には当たらないと判断した（123(3)項）。
- 3.1.8 [LH及びIP](#)のUT判例では、「スリランカ、特にコロomboには同性愛者やその他のLGBT個人が相当数存在する」ことも明らかになった。「農村部では未婚女性に対する家族の支配によりレズビアンやバイセクシュアルの女性が、都市部ではトランスジェンダーや性労働者がより高いリスクにさらされているが、特定の個人にとってそのリスクが国際保護基準に達するか、特に居住地域を超えて及ぶかは事実問題である」（123(4)項）。本ノートの国別情報には、LH及びIP判決の判断から逸脱する「説得力ある証拠に裏付けられた非常に強い根拠」が存在することを示すものは見当たらない。
- 3.1.9 スリランカ最高裁で2016年に上訴審として審理された[ガラバダ（Galabada）](#)事件を根拠とした、未公表判決がUTで3件言い渡されている。同事件では2003年に公衆の面前で合意の上のオーラルセックスを行ったとして2人の男性が起訴された。なお、同様の行為は英国でも起訴対象となり得る点に留意すべきである。UTの未公表判決は、各事件の具体的な事実関係に基づいて判断されたものである。2016年の[ガラバダ](#)事件審理以降、2023年刑法改正法案への対応として、スリランカ政府は合意に基づく同性間性交に関する刑法規定の執行を見送る方針を表明している。したがって、前述の段落で強調されたとおり、本ノートの国別情報には、[LH及びIP](#)判決の判断から逸脱する「説得力ある証拠に裏付けられた非常に強い根拠」が存在することを示すものは見当たらない（[刑法（改正）法案（2023年）](#)及び[性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する公式見解](#)を参照）。
- 3.1.10 スリランカ警察は対応改善に努めているものの、LGBTIの人々は警察による嫌がらせ、逮捕又は逮捕の脅し、拘禁、恐喝を経験している。トランスジェンダーの女性、特に性労働者は目立ちやすいため、他の性的・ジェンダー的少数者よりも逮捕リスクが一般的に高い。トランスジェンダー女性はいしばしば男性用の留置場に収容され、拘禁中に警察職員による性的暴行があったとの申立ても存在する（[LGBTIの人々に影響を与えるその他の法的規定](#)、[LGBTIの人々の処遇](#)、[トランスジェンダーの人々、レズビアン及びバイセクシュアル女性の処遇](#)を参照）。
- 3.1.11 拘禁中に性的指向を「証明」するための強制的な身体検査が行われているとの報告があるが、情報は限られている。ヒューマン・ライツ・ウォッチは2019年から2020年にかけて、LGBTIの人々に関連する6件の事例を把握している。ヒューマン・ディグニティ・トラスト（Human Dignity Trust : HDT）は、市民社会組織や活動家、警察記録からの情報に基づき、LGBTの人々が「数多く」逮捕され、拘禁された人々が「頻繁に」

強制的な身体検査を受けさせられていると指摘している。しかし HDT は、その調査結果を裏付ける情報について詳細を提供しておらず、情報源の適切な分析や、強制身体検査の実施がどの程度の規模・範囲で行われているかの評価は不可能である（[LGBTI の人々の処遇、トランスジェンダーの人々、レズビアン及びバイセクシュアル女性の処遇](#)を参照）。

- 3.1.12 同性間の性的行為に関する逮捕・起訴の公式統計は存在しない。スリランカ警察が公表した統計では、「同性愛」の罪で起訴された LGBTI の人々の詳細情報が記録されており、2016 年から 2018 年、及び 2021 年から 2023 年のデータが入手可能だ。これらは、既に低水準であった男性の起訴件数が、これらの期間において全体的に減少していることを示している。2016 年には 33 人の男性が関与した 17 件、2021 年には 11 人の男性が関与した 11 件が記録されている。2022 年と 2023 年には提訴・起訴された事例は皆無であった。このデータは、女性がこの罪で起訴されないことを示している。「同性愛」という罪は法律上存在しないため、当該人物が起訴された法律上の具体的な罪名を特定することは不可能である。これらの「罪」に関する詳細（事件が合意に基づく同性間の成人間のものであったか否か、起訴が有罪判決及び刑罰につながったか否かを含む）は不明である（[起訴及び逮捕及び起訴に関する統計](#)を参照）
- 3.1.13 スリランカ警察の 2022 年の統計（事件処理段階別、現在入手可能な最新データ）によれば、「自然の理に反する罪及び重大な性的虐待」として記録された事件は 571 件で、このうち 75%が捜査中、12%が裁判中である。これらの事件には刑法第 365 条及び第 365A 条に該当する犯罪が含まれている可能性が高い。ただし、このデータが適用される犯罪の種類は多岐にわたり、被害者の年齢、被疑者の性別や性的指向、合意の有無といった点は不明なため、LGBTI の人々に関連する事件の数を特定することは不可能である。2022 年に記録された重大犯罪の総数 3 万 7,152 件と、スリランカの人口約 2,200 万人という規模を考慮すると、LGBTI の人々が「自然の理に反する罪」で起訴される現実的なリスクは一般的に存在しない（[起訴及び逮捕及び起訴に関する統計](#)を参照）。
- 3.1.14 2022 年 3 月、あるレズビアンが女性と関係を持っているとして家族が苦情を申し立てたため、裁判所から精神鑑定を受けるよう命じられた。しかし、精神疾患を示す証拠がなく、また犯罪行為もなかったため、裁判官によって最初の決定は覆された（[トランスジェンダーの人々、レズビアン及びバイセクシュアル女性の処遇](#)を参照）。
- 3.1.15 LGBTI の人々は、一部の公的医療現場、特に生殖医療やメンタルヘルス・サービスにおいて、差別や理解不足を経験している。ただし、保健省はトランスジェンダーの人々向けに専門的な精神科サービスを提供している。性別適合に関する医療処置は無料だが、経験豊富な医療従事者が不足しているため受けることが困難であり、ホルモン療法も常に受けられるわけではない。国家が強制的な転向に関与していることを示す情報はない（[医療](#)を参照）。
- 3.1.16 もしある人物が自らの性的指向やジェンダーアイデンティティを公に表明しない場合、その理由について考慮しなければならない。各事例は事実に基づいて個別に検討されなければならない、帰国時に現実的なリスクにさらされることを示す責任は本人にある。

- 3.1.17 リスク評価に関する更なる指針については、[「信ぴょう性及び難民地位の評価」](#)、[「庇護申請における性的アイデンティティの問題」](#)及び[「庇護申請におけるジェンダーアイデンティティの問題」](#)に記載の庇護指針を参照されたい。

[目次に戻る](#)

3.2 非国家主体からのリスク

- 3.2.1 LGBTI の人々は、非国家主体による迫害や深刻な危害を受ける現実的なリスクに直面する可能性は低い。そうでないことを証明する責任は当人にある。
- 3.2.2 社会において目立つ存在であるトランスジェンダーの女性、また、特に地方や保守的な地域のレズビアンやバイセクシュアルの女性は、暴力、特に家庭内での暴力に遭う可能性が高い。こうした扱いが迫害という基準に達するかどうかは、ケースごとに異なる。
- 3.2.3 スリランカ国別ガイダンス事例 [LH 及び IP](#) において、UT は「スリランカ、特にコロンボには同性愛者やその他の LGBT 個人が相当数存在する」と判示した。「農村部では未婚女性に対する家族の支配によりレズビアンやバイセクシュアルの女性が、都市部ではトランスジェンダーや性労働者がより高いリスクにさらされているが、特定の個人にとってそのリスクが国際保護基準に達するか、特に居住地域を超えて及ぶかは事実問題である」（123(4)項）。
- 3.2.4 本ノートの国別情報には、[LH 及び IP](#) 判決の判断から逸脱する「説得力ある証拠に裏付けられた非常に強い根拠」が存在することを示すものは見当たらない。
- 3.2.5 スリランカは文化的に保守的な国であり、多くの LGBTI の人々は公の場で自身の性的指向やジェンダーアイデンティティについて話すことや明かすことをためらっている。家族やコミュニティ内では自身の性的指向をオープンにしているスリランカ人もいる。しかし、特に地方や一部のイスラム教コミュニティでは、LGBTI に対する否定的な見方が根強く残っている（[ジェンダー及び性的アイデンティティに対する姿勢](#)を参照）。
- 3.2.6 しかし、性的・ジェンダー的少数者に対する公衆の態度が次第に寛容になっている兆候も見られ、特に若年層、都市部住民、教育を受けた層において顕著である。2020 年にスリランカの 25 県で 2,130 人を対象に行った調査では、特定の問題や状況によっては依然として否定的な認識が存在するものの、回答者の 60% がゲイやレズビアンの人物の隣で移動することに恥じらいを感じないこと、73% が LGBT の人々が性的アイデンティティのために罰せられるべきではないと信じていること、51% が LGBT の人々の権利を保障する立法を支持すると答えたことが明らかになった（[ジェンダー及び性的アイデンティティに対する姿勢](#)を参照）。
- 3.2.7 LGBTI の人々は、地域社会や家族による嫌がらせ、脅迫、敵意、虐待、ヘイトスピーチ、そしてオンライン上での「アウティング」に直面している。家族から性的指向を「治療」するため「転向療法」や魔術的行為を受けるよう圧力をかけられた LGBTI の人々の事例が存在する。2023 年に NGO が女性差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Discrimination against Women : CEDAW）に提出した報告書では転向療法（conversion therapy practice : CTP）が「広範に実施されている」と記述されているが、

LGBTI コミュニティ全体における CTP の規模や範囲を評価するための、影響を受けた人数・地域・特定集団に関する情報は存在しない。オーストラリア外務貿易省 (Department for Foreign Affairs and Trade : DFAT) 及び米国国務省の報告書は、LGBTI の人々が家族から治療を受けるよう圧力を受けた「いくつかの」報告に言及し、事例は少ないと示唆している。インターセックスの児童や成人に対する強制的な「正常化」手術の報告はない ([転向療法](#)を参照)。

- 3.2.8 レズビアンへの処遇については、他の性的・ジェンダー的少数者と比べてより多くの情報が存在する。これは発生件数の増加によるものか、それとも報告がより具体的であることによるものかは明らかではない。しかし DFAT は、スリランカのほとんどの女性と同様に、レズビアンもその SOGIE にかかわらず公的な嫌がらせに直面していると指摘している。さらに、国別情報によれば、この国は家父長制社会であるため、女性は結婚することが期待されており、レズビアンやバイセクシュアルの女性は、社会の期待に順応し、自らの性的指向を隠し、伝統的な結婚をするよう、特に農村部において更なる圧力を受けることになる。暴力事件は家庭内で起きる傾向がある ([レズビアン及びバイセクシュアル女性の処遇](#)を参照)。
- 3.2.9 レズビアンと同様に、トランスジェンダーの人々、特にトランスジェンダー女性や性産業に関わる性的・ジェンダー的少数者の経験については、より多くの情報が存在する。暴力のリスクは主に家族内でのものであり、より広範な社会的な暴力の具体的な事例はほとんどない。DFAT によれば、トランスジェンダー女性に対する言葉による虐待、身体的・性的暴力はジャフナ (Jaffna) とバットICALOA (Batticaloa) でより頻繁に報告されており、コロンボではやや少ない ([トランスジェンダー及びインターセックスの人々の処遇](#)を参照)。
- 3.2.10 LGBTI の人々は医療や教育、雇用、住宅へのアクセスにおいて差別や嫌がらせ、汚名、偏見に直面しているが、性的指向やジェンダーアイデンティティに関する文化的固定観念のため、特にトランスジェンダーの人々や、行動や外見が異性愛規範的でないといみなされる人々 (「明らかにクィア (queer) な」人々) が深刻な影響を受ける。トランスジェンダー・コミュニティのメンバーが直面する差別の程度は、その人の社会経済的階層、宗教、居住地、そして自己表現の仕方によって異なる可能性が高い ([トランスジェンダー及びインターセックスの人々の処遇](#)及び[サービスへのアクセス](#)を参照)。
- 3.2.11 ゲイやバイセクシュアルの男性、インターセックスの人々に対する社会的暴力の具体的な事例は極めて少なく、そのため事件の規模や頻度、深刻さを把握するのは難しい。しかし、彼らが他の性的少数者グループと異なる扱いを受けていると考える根拠はない ([LGBTI の人々の処遇](#))。
- 3.2.12 職場におけるハラスメントは、性的指向やジェンダーアイデンティティを公にしている LGBTI の人々に対して行われている。雇用法による保護が不十分なため、また更なる嫌がらせや報復を恐れて、こうしたハラスメントの大半は報告されない ([サービスへのアクセス](#)を参照)。

- 3.2.13 もしある人物が自らの性的指向やジェンダーアイデンティティを公に表明しない場合、その理由について考慮しなければならない。帰国時に現実的なリスクにさらされることを示す責任は当人にある。
- 3.2.14 リスク評価に関する詳細な指針については、「[信ぴょう性及び難民地位の評価](#)」、「[庇護申請における性的アイデンティティの問題](#)」及び「[庇護申請におけるジェンダーアイデンティティの問題](#)」に記載の庇護指針を参照されたい。

[目次に戻る](#)

4. 保護

- 4.1.1 概して、国家は有効な保護を提供する能力はあるものの、そうする意思がない。しかしながら、各事案はその事実関係に基づいて審査すべきである。
- 4.1.2 LGBTI の人々は、憲法や法律によって差別から保護されていない。同性間の性的行為は違法であり、法律が組織的に施行されているわけではないものの、逮捕や、まれにはあるが起訴事例が存在する。LGBTI の人々が、自らのジェンダーアイデンティティ及び／又は表現に関連する罪で逮捕されている以上、LGBTI と自認する者が当局に保護を求めることを期待するのは不合理である（[国家の姿勢及び国家による処遇](#)）。
- 4.1.3 一部の警察官は、LGBTI の人々、特にトランスジェンダーの人々に対する暴力事件の受理を拒否する。LGBTI の人々は、同性愛嫌悪的な態度や嫌がらせ、当局からの報復を恐れて警察と関わるのをためらう場合がある。警察が LGBTI の人々を保護した事例もある。例えば 2023 年 6 月のプライド行進では、警察が反 LGBTI デモ参加者の行動を妨害した。
- 4.1.4 国家による保護の評価に関する詳細な指針については、「[信ぴょう性及び難民地位の評価](#)」、「[庇護申請における性的アイデンティティの問題](#)」及び「[庇護申請におけるジェンダーアイデンティティの問題](#)」に記載の庇護指針を参照されたい。

[目次に戻る](#)

5. 国内移住

- 5.1.1 国家から迫害される又は深刻な危害を受けるという十分に理由のある恐怖を抱える人々が、そのリスクから逃れるために移転することができる可能性は低い。
- 5.1.2 LGBTI の人々がならず者国家及び／又は非国家主体による迫害又は深刻な危害から逃れるために国内移住することができる可能性は高い。これは概して、例えばコロンボのような（ただしこれに限らない）、これらの人々が合理的に移転できる地域が国内に存在するためである。
- 5.1.3 上級審判所は [LH 及び IP](#) 判例において、通常、国内移住によって個人が深刻な危害又は迫害のリスクを回避することが可能であると判断した。なぜなら、特に同性愛者の男性にとって、リスクは通常、家族、友人、近隣住民から生じるものであるためで、コロンボのようなより「同性愛者に寛容な」都市へ移転すればなおさらである（119 項）。同審判所は更に、「[上訴人の出身地域に迫害又は深刻な危害のリスクが存在する場合、特に](#)

英国からコロンボ経由で帰国する個人については、国内移住という選択肢が存在する可能性がある」とも判断した（123(5)項）。

- 5.1.4 本ノートの国別情報には、これらの事実認定から逸脱する「説得力ある証拠に裏付けられた非常に強い根拠」が存在することを示すものは見当たらない。
- 5.1.5 地理的にみると、スリランカはイングランドの約半分の大きさであり、推定人口は約2,200万人である。スリランカにおける LGBTI コミュニティの総人口は不明であり、調査データから意味のある推計を行い正確な推定をすることは困難である。しかし、スリランカの NGO イコール・グラウンド（Equal Ground）が 2021 年に実施した調査では、回答者 4,500 人のうち 12%が LGBTI と自認していた。LGBTI と自認する傾向が強かったのは 18 歳から 29 歳までの年齢層と、北西部州及び北中部州の出身者であった（[地理及び人口統計](#)を参照）。
- 5.1.6 NGO イコール・グラウンドのような支援団体は都市部に集中している。情報筋によれば、一部の LGBTI の人々は、より大きな LGBTI コミュニティと支援ネットワークを持つ大都市圏へ移住することを選択している。近年、コロンボ（Colombo）とジャフナ（Jaffna）では問題なくプライド行進が開催されており、これは、特にコロンボでは、個人の性的指向やジェンダーアイデンティティ、表現を公然と示すことに対する一般的な受容が拡大していることを示している（[既存組織及びゲイの「シーン」又は「コミュニティ」](#)を参照）。
- 5.1.7 国内移住の検討及び考慮に入れるべき要因に関する詳細な指針については、「[信ぴょう性及び難民地位の評価](#)」に記載の庇護指針、並びに「[庇護申請における性的アイデンティティの問題](#)」及び「[庇護申請におけるジェンダーアイデンティティの問題](#)」に記載の庇護指針を参照されたい。

[目次に戻る](#)

6. 証明

- 6.1.1 申請が却下される場合、その申請が 2002 年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act）第 94 条に基づき「明らかに根拠のないもの」として証明される可能性は低い。
- 6.1.2 証明に関する詳細な指針については、「[2002 年国籍、移民及び庇護法第 94 条に基づき、保護及び人権申請を（明らかに根拠のないものと）証明する行為](#)」を参照されたい。

[目次に戻る](#)

国別情報

国別情報について

本情報は、[研究の方法論](#)に基づき収集・照合・分析された、公開された又は開示可能な出身国情報（country of origin information : COI）を含む。これは評価のための証拠基盤を提供する。

本セクションの構成と内容は、本ノートを取り扱う範囲に関連する一般的・具体的テーマを定めた[対象範囲](#)に従う。

本資料は包括的であることを目指しているが、全てを網羅するものではない。特定の出来事、人物、組織が言及されていない場合、その出来事が発生したか否か、又はその人物や組織が存在するか否かを意味するものではない。

掲載された COI は **2024 年 8 月**までに公表又は公開されたものである。この日付以降に発生した出来事や公表された報告書は含まれない。

決裁権者は、決定の証拠基盤として関連する COI を使用しなければならない。

[目次に戻る](#)

7. 地理及び人口統計

7.1 地理

- 7.1.1 スリランカは小さな国で、国土面積は 6 万 4,630 平方キロメートル¹であり、これはイングランドの約半分に相当する²。

[目次に戻る](#)

7.2 人口統計

- 7.2.1 CIA ワールドファクトブック (CIA World Factbook) によれば、スリランカの人口総数は 2,198 万 2,608 人 (2024 年推定) とされている。同ブックは「人口は主に南西部、東海岸沿いの都市部、及び北部のジャフナ半島に集中している」としている³。
- 7.2.2 LGBTIQ の人々の政治的権利及び人権を求める非営利組織イコール・グラウンド (は、2021 年 6 月の報告書「スリランカにおける LGBTIQ アイデンティティの現状調査 (Mapping LGBTIQ Identities in Sri Lanka)」で、定性的データ (4 県での 8 回のフォーカス・グループ討論) と定量的データ (全国 25 県を対象とした 4,500 人のサンプル調査) を用いてスリランカの LGBTI コミュニティ規模を推定し、次のように述べている。「...調査結果によれば、調査対象者全体の 12%が自らを LGBTIQ と認識しており、これはスリランカの 18 歳から 65 歳までの推定人口のうち、総数 146 万 9,574 人に相当すると推計される。」⁴
- 7.2.3 イコール・グラウンドは次のように指摘した。「英国では、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル (LGB) と自認する人口は...2018 年に 2.2% [であった]...[また]...ギャラップの 2017 年調査によれば、米国では 4.5%の人が LGBT と自認している。」⁵イコール・グラウンド調査のデータから、スリランカ全体の人口に占める LGBTI コミュニティの規模を推定すると、他国よりもはるかに高い数値となる。報告書からはその理由が明らかではないが、同調査は LGBTI 人口の正確な推定が困難である点にも言及している。

¹ CIA, [‘The World Fact Book Sri Lanka’](#) (population, geography), 26 March 2024

² Encyclopedia Britannica, [‘England’](#) (geography and travel), 31 March 2024

³ CIA, [‘The World Fact Book Sri Lanka’](#) (geography), 26 March 2024

⁴ Equal Ground, [‘Mapping LGBTIQ Identities in Sri Lanka’](#) (page 8), June 2021.

⁵ Equal Ground, [‘Mapping LGBTIQ Identities in Sri Lanka’](#) (page 23), June 2021.

「...イコール・グラウンドによる 2017 年のマッピング調査によれば、コロンボ、マタラ (Matara)、ヌワラエリヤ (Nuwara)、ゴール (Galle) に居住する 18 歳超の人々の 19.6%が LGBTIQ と自認している。この割合はかなり大きいように見えるが、報告書ではこの数値が若干歪んでいる可能性に言及している。単純な理由として、調査を実施した調査員が LGBTIQ に理解のある人々であったため、LGBTIQ の人々が調査のために自身のアイデンティティを明かすことに抵抗がなかった点が挙げられる (デイリー・ミラー (Daily Mirror)、2018 年)。」⁶

7.2.4 同じイコール・グラウンド調査では次のように記されている。

「[LGBTQ と自認した 12%のうち]...8%がバイセクシュアル、0.5%がゲイ、0.5%がレズビアン、1%がトランスジェンダーと回答し、更に 2%が『その他』と答えた。

LGBTIQ と自認する者が最も多かったのは 18 歳から 29 歳までの年齢層であった。地域別では、北西部州と北中部州で LGBTIQ 人口の割合が最も高かった。」⁷

7.2.5 イコール・グラウンドはバイセクシュアルを「身体的、感情的及び／又は精神的に、男性と女性の両方に惹かれる人」と定義した⁸。しかし回答者が自己認識の際にこの定義を用いたかは不明である。また報告書は、バイセクシュアルと自認する者が他の性的少数者より著しく多い理由（実際の人数の差異か、社会・文化的規範や定義の違いが要因であるかなど）についての分析も提供していない。

7.2.6 参照した資料では、スリランカの LGBTI 人口に関する他の最新情報（過去 2 年以内）は見つからなかった（[参考文献](#)を参照）。

[目次に戻る](#)

8. 法的背景

8.1 憲法

8.1.1 憲法第 12 条は、全ての人が法律の前に平等であり、いかなる市民も人種、宗教、言語、カースト、性別、政治的意見、出生地その他のいかなる理由によっても差別されてはならないと定めている。しかし、この条文は、性的指向やジェンダーアイデンティティを差別禁止の対象として明記していない⁹。

8.1.2 オーストラリア政府外務貿易省 (DFAT) は、2024 年 5 月 2 日付けスリランカ国別情報報告書 (DFAT 報告書 2024) において「知見及び国内外の多様な情報源との協議」に基づき、関連性があり信頼できる公開情報源による報告[例は報告書に記載]¹⁰を考慮した上で、「憲法は性的指向の自由を保護していない...」と指摘している¹¹。

[目次に戻る](#)

⁶ Equal Ground, [‘Mapping LGBTIQ Identities in Sri Lanka’](#) (page 23), June 2021.

⁷ Equal Ground, [‘Mapping LGBTIQ Identities in Sri Lanka’](#) (pages 28), June 2021.

⁸ Equal Ground, [‘Mapping LGBTIQ Identities in Sri Lanka’](#) (pages 6), June 2021.

⁹ The Parliament of Sri Lanka, [‘The Constitution ...’](#), Revised Edition 2023

¹⁰ DFAT [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 1.3), 2 May 2024

¹¹ DFAT [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 3.165), 2 May 2024

8.2 成文法

- 8.2.1 刑法第 365 条により、同性間の性行為は合意に基づく場合であっても犯罪となる。第 365 条では「自然の秩序に反する肉体的交わり」、第 365 条(a)では「著しいわいせつ罪」への関与が犯罪とされ、最大 10 年の禁錮及び罰金が科される^{12 13 14 15 16 17}。
- 8.2.2 イコール・グラウンドが 2020 年 1 月に発行した『私の権利、私の責任 (My Rights, My Responsibility)』と題する出版物によれば、「第 365 条及び第 365A 条は、合意に基づく性的関係について具体的に規定しており、これは同性間の行為に限定されるものではない。実際、この条項は異性間並びに同性間の行為に適用され、『自然の秩序に反する行為及び／又は著しくわいせつ』に該当するあらゆる人の間の性的行為が対象となる。」¹⁸
- 8.2.3 2020 年 10 月に市民ジャーナリズム・サイト、グラウンドビューズ (Groundviews) で公開された、NGO イコール・グラウンドのシハラ・マドゥワゲ (Shihara Maduwage) による記事は次のように説明している。
- 「...刑法第 365 条によれば、法律上犯罪と認定されるには性交が行われている必要がある。一方、第 365A 条はより曖昧だ。「著しいわいせつ」という用語は様々な解釈が可能であり、訴追に必ずしも性行為の発生を必要としない。つまり、同性カップルが公の場で手をつなぐといった単純な行為さえもわいせつ行為とみなされ、逮捕される可能性があるのだ。これは警察が「著しいわいせつ」の定義を自由に判断し、LGBTIQ [レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス、クエスチョニング]であるか否かを問わず個人を逮捕できることを意味する。さらに、いずれの規定でも行為が合意に基づくか否かは考慮されない。」¹⁹
- 8.2.4 トランスジェンダーの人々に影響する法律に関して、刑法第 399 条は次のように定めている。「ある人物が、他人を装って詐欺を行う場合、故意にある人を別の人とすり替える場合、もしくは自身又は他人を実際とは異なる人物であると偽る場合、その人物は『なりすましによる詐欺』を行ったとみなされる」。²⁰
- 8.2.5 刑法第 402 条は次のように定めている。「なりすましによる詐欺を行なった者は、3 年以下の禁錮、罰金、又はその両方に処せられる。」²¹
- 8.2.6 2024 年 5 月に発表された DFAT 報告書 2024 は次のように記している。「...性的指向、ジェンダーアイデンティティ、又は表現に基づく差別から人々を保護する法律は存在しない。」²²

¹² National Legislative Bodies/National Authorities, [‘Penal Code’](#), 1 January 1885

¹³ DFAT [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 3.166), 2 May 2024

¹⁴ HRW, [‘World Report 2024’](#) (covering events of 2023), 11 January 2024

¹⁵ Equal Ground, [‘My Rights, My Responsibility’](#) (page 5,6), 7 January 2020

¹⁶ ILGA, [‘Laws on Us’](#), May 2024

¹⁷ USSD, [‘USSD report 2023’](#) (section 6), 22 April 2024

¹⁸ Equal Ground, [‘My Rights, My Responsibility’](#) (page 5,6), 7 January 2020

¹⁹ Maduwage, S, (Groundview), [‘Arrests and Harassment of LGBTIQ Persons’](#), 22 October 2020

²⁰ National Legislative Bodies/National Authorities, [‘Penal Code’](#), 1 January 1885

²¹ National Legislative Bodies/National Authorities, [‘Penal Code’](#), 1 January 1885

²² DFAT [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 3.165), 2 May 2024

8.2.7 2024 年 8 月 13 日、スリランカ人権委員会（Human Rights Commission of Sri Lanka : HRCSL）は法務・刑務・憲法改正大臣宛てに書簡を送付し、次のように指摘した。

「最近成立した 2024 年制定第 37 号女性エンパワーメント法（Women Empowerment Act）第 2 条(d)項によれば、同法の目的の 1 つは『ジェンダー及び性的指向に基づくあらゆる形態の差別から女性を保護すること』（強調付加）である。したがって、スリランカの法制史上初めて、性的指向に基づく差別を受けない権利が正式に認められたのである。

「2023 年制定第 10 号犯罪被害者及び証人に対する援助及び保護法（Assistance to and Protection of Victims of Crime and Witnesses Act）は既に、『性的指向』を犯罪被害者や証人のぜい弱性を判断する要素として認めていた。」²³

[目次に戻る](#)

8.3 LGBTI の人々に影響を与えるその他の法的規定

8.3.1 スリランカでは同性婚は認められていない²⁴。

8.3.2 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch : HRW）と国際人権非政府組織（non-governmental organisation : NGO）である国際法律家委員会（International Commission of Jurists : ICJ）は、「浮浪者条例」に関して、同法には過度に広範かつ曖昧な規定が含まれており、トランスジェンダーの女性²⁵や性労働者と疑われる女性²⁶を標的にするために利用されていると指摘した。ただし、この法律がどの程度の頻度で、何人のトランスジェンダーの人々に適用されたかについての情報は提供されていない。

8.3.3 ICJ は報告書『スリランカ浮浪者条例第 4 号（1841 年）：廃止が待たれる植民地時代の遺物—ブリーフィング・ペーパー2021 年 12 月（Sri Lanka’s Vagrants Ordinance No. 4 of 1841: A Colonial Relic Long Overdue for Repeal: A Briefing Paper December 2021）』において、この条例の効果を次のように説明した。「浮浪者法は『身分犯罪』を生み出した。これは禁止された行為や不作為ではなく、特定の個人的状態を有している、あるいは有しているとみなされる者、あるいは特定の性質をもつ者という、犯罪者の身分そのものに基づいた罪である。本質的に、これらの法律は『何かを意図して行うこと』ではなく、『何者かであること』を禁じたのである。」²⁷

8.3.4 売春に関して、同じ ICJ の報告書はこう記している。「売春行為そのものは罰せられないとする裁判所の判決があるにもかかわらず、スリランカでは警察が浮浪者条例を日常的に利用して性労働者を罪に問うている。」²⁸

8.3.5 イコール・グラウンドによれば、

²³ HRCSL, [‘Follow up on Recommendation on S365 and 365A of the Penal Code’](#), 13 August 2024

²⁴ Equaldex, [‘LGBT Rights in Sri Lanka’](#), no date

²⁵ ICJ, [‘Sri Lanka’s Vagrants Ordinance No. 4 of 1841: A Colonial Relic ...’](#) (page 3), December 2021

²⁶ HRW, [‘World Report 2024’](#) (covering events of 2023), 11 January 2024

²⁷ ICJ, [‘Sri Lanka’s Vagrants Ordinance No. 4 of 1841: A Colonial Relic ...’](#) (page 3), December 2021

²⁸ ICJ, [‘Sri Lanka’s Vagrants Ordinance No. 4 of 1841: A Colonial Relic ...’](#) (page 14), December 2021

「刑法第 353 条（誘拐に関する条項）も、同性愛関係にある個人、特にレズビアンを標的に適用される。...同様に、1841 年制定の浮浪者条例第 4 号も、コミュニティ・メンバーを不釣合いに標的にして処罰するために利用されている。この時代遅れの法律の意図は、怠惰で秩序を乱す行動をとる『ならず者や浮浪者』とみなされた者を罰することにある。浮浪者条例第 7 条は、売春勧誘や公然わいせつ行為を理由にコミュニティ・メンバーを逮捕するために頻繁に利用されている。」²⁹

8.3.6 ICJ は 2023 年 8 月 16 日付け記事で次のように指摘した。

「スリランカは全ての主要な国際人権条約の締約国である。市民的及び政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights : ICCPR）第 26 条は差別を禁止し、法の下での全ての者の平等な保護を保障する。その規定は国連人権委員会により...『性別』の範疇にトランスジェンダーの人々を含むものと解釈されてきた。ICCPR 第 9 条は、実際の性的指向やジェンダーアイデンティティなどにかかわらず、LGBTI の人々を含む「全ての人」に自由の権利を保障している。人権委員会はこれを確認している...

「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights : ICESCR）第 12 条は健康権を保障しており、経済的、社会的及び文化的権利委員会はこれを解釈し、トランスジェンダーの人々が他の人々よりも人権侵害のリスクが高いことから、健康権を認めるには国家による積極的な保護が必要であると結論づけた。同様に、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（Convention Against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment : UNCAT）の下に設置された委員会は...国家に対し、トランスジェンダーの人々を拷問から保護するための特別措置を講じ、条約に基づく拷問の被害者であるトランスジェンダーの人々に対して効果的な救済手段を保証することを義務付けている。」³⁰

8.3.7 ジェンダー自認に関して、DFAT 報告書 2024 は次のように記している。

「2016 年、保健省はジェンダー自認証明書（Gender Recognition Certificate : GRC）を導入した。これにより 18 歳以上の者は法律上の性別を変更し、国民身分証明書（national identity card : NIC）を含む政府発行の身分証明書を修正できるようになった。法的性別変更の手続きは煩雑であると報告されている。国際レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・インターセックス協会によれば、ジェンダー自認証明書を求める個人は、医療専門家による精神医学的評価を受け、国際疾病分類に基づく『性転換症』の診断を受け、ホルモン療法及び外科的治療を受けなければならない。」³¹

8.3.8 イコール・グラウンドと国際人権センター（Center for International Human Rights : CIHR）（民主主義と人権に焦点を当てた独立系 NGO）が 2023 年 1 月に女性差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Discrimination against Women : CEDAW）に提出した報告書は次のように述べている。

²⁹ Equal Ground, [‘My Rights, My Responsibility’](#) (page 6), 7 January 2020

³⁰ ICJ, [‘Sri Lanka: Protecting transgender persons: Going beyond rule by circular’](#), 16 August 2023

³¹ DFAT [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 3.174), 2 May 2024

「個人が希望する名前と性別を反映した国民身分証明書やその他の公的書類を取得するには、まず GRC を取得しなければならない...

「残念ながら、GRC の取得手続は長期にわたり、複雑で費用がかかる。多くの人にとって、その費用はあまりに高額で現実的ではない。申請者は医療専門家による精神医学的評価を受け、『性転換症』の診断を得た上で、ホルモン療法や外科的治療を経なければ、GRC は発行されない...

「GRC の取得には非常に長い時間がかかり、トランスジェンダーの人々に深刻な問題を引き起こしている。スリランカでは国民身分証明書が就職活動、アパートの賃貸、医療サービスの受診、銀行取引、列車の切符購入など、日常生活のあらゆる場面で使用される。性別変更手続には最大 10 年を要し、スリランカ政府は性別移行過程における性別変更に対応する一時的な身分証明書類を一切発行しない...

「さらに、仮に GRC を取得できたとしても、国が発行する出生証明書は再発行ではなく単なる修正書類にすぎないため、トランスジェンダーの人物の以前の性別が依然として記載され、ジェンダーアイデンティティについて絶え間なく屈辱的な詮索にさらされることになる。」³²

- 8.3.9 2023 年における出来事をまとめた米 국무省 (United States Department of State : USSD) の「人権実践に関する国別報告書：スリランカ (Country report on Human Rights Practices: Sri Lanka)」(USSD 報告書 2023) は、2024 年 4 月 22 日に公表された。同報告書は法的ジェンダー自認の可否に関しても言及している。

「トランスジェンダーの人々は出生証明書の性別変更を希望する場合、ジェンダー自認証明書を申請できる...しかしこれらの人々は、証明書取得手続が過度に煩雑であり、必須の精神鑑定が含まれ、この鑑定結果の取得は困難だと報告した。一部の官僚がジェンダー自認証明書手続を理解せず支援しないこと、また取得要件が不明確であることも指摘した。HRC SL [スリランカ人権委員会]は、戸籍事務所における氏名・性別変更手続の問題に関する苦情を受けたと報告し、申立人に代わって介入したと述べた。」³³

- 8.3.10 CPIT は、参照した情報源において、スリランカのインターセックスの人々に関連する法律についての情報を見つけることができなかった ([参考文献](#)を参照)。

[国家の姿勢及び国家による処遇](#)も参照

[目次に戻る](#)

8.4 刑法（改正）法案（2023 年）

- 8.4.1 非営利の国際 LGBTI 権利団体であるヒューマン・ディグニティ・トラスト (HDT) は、2023 年の出来事をまとめた 2024 年スリランカ報告書で次のように記している。

「[2023 年] 2 月、政府は同性間の性的行為を犯罪とする刑法第 365 条及び第 365A 条の廃止を支持すると[発表した](#)。カナダ、ノルウェー、英国、米国の各国政府が普遍的・定期的レビュー (Universal Periodic Review : UPR) で提出した勧告を受け、M・U・M・ア

³² Equal Ground, CIHR, '[Violations by Sri ...](#)' (paragraphs 2.10, 2.11, 2.12, 2.13), January 2023

³³ USSD, '[USSD report 2023](#)' (section 6), 22 April 2024

リ・サブリー（M.U.M. Ali Sabry）外務大臣は次のように述べた。『与党所属の議員であり弁護士でもあるスリランカ人民戦線（SLPP：Sri Lanka Podujana Peramuna）のプレムナート・C・ドラワッテ（Premnath C. Dolawatte）が提出した議員立法案がある。政府は同性愛関係を非犯罪化する同案の立場を支持する』と述べた。³⁴

- 8.4.2 法案の進捗に関して、世界的な LGBTI 擁護団体である国際レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・インターセックス協会（International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association：ILGA）は次のように述べた。

「2023 年 4 月、刑法（改正）法案（2023 年）は、2022 年 8 月に議員立法として大統領に提出された後、正式な議会審議事項に付された。本法案は刑法第 365 条を改正し、動物との『性交』のみを犯罪とすることを目的としており、男性又は女性との性交に関する言及を削除する。また『著しいわいせつ』に関する第 365A 条の廃止も求めている...

「しかし同月、スリランカ最高裁判所に刑法（改正）法案を違憲とする請願が提出された。申立人らは、第 365A 条の廃止が『同性愛行為を助長する』こと、また『学校で子供たちを LGBT プログラムにさらし、子供の権利に影響を与える』こと、『HIV／エイズの状況を悪化させる』こと、さらに『国家の文化・道徳基準が同性愛を“有害”とみなしている』ことを主張したと報じられている。」³⁵

- 8.4.3 同じ ILGA 報告書は更に次のように記している。

「2023 年 5 月、最高裁判所はこうした主張を退けた。同裁判所は...この法案が違憲ではなく、『実際には、性的指向にかかわらず、全ての人が法の下で平等であり、法の平等な保護を受ける権利を有することを保証する』と判断し、議会での本件に関する議論と採決への道を開いた。議会運営委員会は 2023 年 11 月 20 日に法案の第 1 読会を実施し、12 月 12 日に第 2 読会を行ったと報じられている。こうした議論が進む中、2023 年 11 月にはスリランカ人権委員会（HRCSL）がウィジェヤダサ・ラージャパクサ（Wijeyadasa Rajapakse）司法・刑務・憲法改正大臣に対し、刑法第 365 条及び第 365A 条の速やかな廃止若しくは改正を求める勧告書を提出した。」³⁶

- 8.4.4 国際的な LGBTIQ 権利団体であるアウトライト・インターナショナル（Outright International）は、2023 年 6 月 21 日に発表した報告書「我々は不屈である：2022 年の世界のプライド（We Remain Resilient: Pride Around the World in 2022）」の中で次のように記している。「...この法案は論争的となっており、議会内で十分な支持を得られていない。そのため、包括的なクィア解放の実現に向けて活動してきた活動家たちは懐疑的な見解を示している。」³⁷

- 8.4.5 タミル・ナードゥ（Tamil Nadu）州チェンナイ（Chennai）に本社を置くインドの英字日刊紙ヒンドゥー（Hindu）は 2023 年 5 月に次のように報じた。

「スリランカ最高裁は、同性愛の非犯罪化を目指す法案が『憲法に矛盾しない』との判断を示した。これにより議会での審議と採決への道が開かれた。...この判断は、与党議

³⁴ Human Dignity Trust, [‘Sri Lanka’](#), 2024

³⁵ ILGA, [Laws on Us](#) (page 58), May 2024

³⁶ ILGA, [Laws on Us](#) (page 58), May 2024

³⁷ Outright International, [‘We Remain Resilient’](#), (section 2) June 2023

員が提出した議員立法案に対する異議申立てに関する最近の裁判に関わるものである。同法案はスリランカ刑法改正と同性愛の非犯罪化を目的としており、[2023 年] 3 月に官報に掲載された。法案は実質的に、個人の性的指向を処罰対象から除外し、同意に基づく同性間の性的行為（公的・私的を問わず）を犯罪としないことを定めている。」³⁸

8.4.6 情報源によれば、2023 年にはこの法案の進展はなかった^{39 40 41}。2024 年 1 月 11 日、ヒューマン・ライツ・ウォッチは 2023 年の出来事をまとめた「世界報告書 2024」で「議員立法による同性愛の非犯罪化法案が議会に提出されたが、本稿執筆時点では採決に至っていない」と記した。⁴²

8.4.7 2024 年 5 月 24 日、欧州委員会は次のように報告した。「刑法第 365 条及び第 365A 条により、同性間の合意に基づく関係は依然として犯罪とされている。2022 年 8 月にこれらの規定を改正する議員立法が議会に提出されたものの、2023 年にこの法案に関する進展はなかった。」⁴³

8.4.8 2024 年 8 月 13 日付けで、刑法第 365 条及び第 365A 条に言及した HRCSL の法務・刑務・憲法改革大臣宛て書簡は次のように記している。

「女性エンパワーメント法において『性的指向』が差別禁止の根拠として言及されたのは、刑法第 365 条の改正及び第 365A 条の廃止を求める議員立法案に関する最高裁判所の最近の判断を受けてのことである。裁判所は『性的指向にかかわらず、合意に基づく成人間の性的行為を非犯罪化することは人間の尊厳を促進するのみである...』（SC SD 13/2023 et al, p. 31）と判示した。

「当該議員立法は、その立法趣旨が性的指向を処罰対象とする刑法規定の改正にあることを明確にしている。スリランカ人権委員会（HRCSL）は、本法案の成立が国際法上の義務の完全な履行を保証すると見解を示した...

「HRCSL はこれに基づき、法務省が当該議員立法の成立を支援し、迅速な成立を確保するため政府提案として採用することを検討するよう改めて勧告した。」⁴⁴

8.4.9 参照した資料（[参考文献](#)を参照）には、2024 年 8 月時点での法案の進捗に関する追加情報は記載されていない。

[性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する公式見解](#)も参照

[目次に戻る](#)

³⁸ The Hindu, [‘Sri Lanka Supreme Court clears way for Bill to decriminalise ...’](#), 9 May 2023

³⁹ HRW, [‘World Report 2024’](#) (covering events of 2023), 11 January 2024

⁴⁰ European Commission, [‘2023 Human Rights and Democracy’](#) (page 218), 24 May 2024

⁴¹ Amnesty International, [‘Sri Lanka 2023’](#), 24 April 2024

⁴² HRW, [‘World Report 2024’](#) (covering events of 2023), 11 January 2024

⁴³ European Commission, [‘2023 Human Rights and Democracy’](#) (page 218), 24 May 2024

⁴⁴ HRCSL, [‘Follow up on Recommendation on S365 and 365A of the Penal Code’](#), 13 August 2024

8.5 ジェンダー平等法案

8.5.1 スリランカの報道機関モーニング（Morning）は、ジェンダー平等法案⁴⁵の進捗状況を報じた。同法案は4月17日に官報に掲載され、2024年5月9日に女性・児童問題・社会エンパワーメント大臣により議会に提出された⁴⁶。

8.5.2 モーニングは、法案の主要な目的を次のように報じた。

「社会的、経済的、政治的、文化的、技術的政策の策定において、ジェンダー平等の原則を確立し促進すること

「あらゆる人が、性別やジェンダーアイデンティティに基づく差別を受けることなく、憲法で保障された基本的権利と自由を享受できるようにすること

「政策、プログラム、及び異なるジェンダーアイデンティティを持つ人々へのサービス提供における、直接的、間接的、多重的、交差的な差別を含む、ジェンダー不平等とジェンダーに基づく差別の体系的・構造的原因の特定とその排除を促進すること

「構造的変化を通じて、不利な立場、疎外、性差別、汚名、分類、固定観念、偏見、暴力に対する是正措置を講じ、男性、女性、及び異なるジェンダーアイデンティティをもつ人々を受け入れること

「性別やジェンダーアイデンティティにかかわらず、人間の尊厳を守ること

「ジェンダー平等の成果を達成するための平等な機会と支援環境を提供すること

「公共機関、企業、市民社会組織、雇用、その他の法人及び個人の活動において、ジェンダー平等の原則を確立し、その遵守を確保すること

「女性・児童問題・社会エンパワーメント省の法務官クムドゥ・ペレラ（Kumudu Perera）はサンデーモーニングに対し、この法案は国内で様々なジェンダーを自認する人々が多くの嫌がらせに直面している現状を踏まえ、全てのジェンダーの権利を保障するために提出されたと述べた。」⁴⁷

8.5.3 モーニングは、iProbono 平等担当ディレクターのアリサ・ウィクラマシンハ（Aritha Wickramasinghe）のコメントとして次のように報じた。

「...[ウィクラマシンハは]法案を『前向きで進歩的』と評価し、これが『特にジェンダーやジェンダーアイデンティティを含む様々なカテゴリーに基づく差別や不平等に対処する上で大きく寄与するだろう』と述べた。

「ウィクラマシンハは、法案が性的指向についても具体的に言及することを期待していたと語り、そうであれば有益だっただろうと付け加えた。

「しかし、性的指向に関する条項の追加要請は、刑法第365条を理由に採用されなかったと伝えられている。

「『性的指向に基づく差別を禁止するために刑法改正を待つ必要はない。最高裁判所の数々の判断は、憲法が既に性的指向に基づく差別を禁じていることを明確に示している』とウィクラマシンハは述べた。」⁴⁸

⁴⁵ The Parliament of Sri Lanka, '[Gender Equality Bill](#)', 17 April 2024

⁴⁶ The Morning, '[Gender Equality Bill: What could have been](#)', 16 June 2024

⁴⁷ The Morning, '[New Gender Equality Bill: Combating gender-based discrimination](#)', 28 April 2024

⁴⁸ The Morning, '[New Gender Equality Bill: Combating gender-based discrimination](#)', 28 April 2024

8.5.4 モーニングの 2024 年 6 月 16 日付けニュース記事によれば、同法案は 6 月 7 日に最高裁で争われ、憲法第 12 条に反すると判断された⁴⁹。同条項は性別や「その他の理由」に基づく差別からの保護を規定する一方、性的指向やジェンダーアイデンティティについては特に言及していない⁵⁰。

8.5.5 スリランカの日刊経済紙デイリーFT (Daily FT) は、ラニル・ウィクラマシンハ (Ranil Wickremesinghe) 大統領が 2024 年 6 月 18 日の議会における声明で述べたコメントを報じた。大統領は「最高裁は法案について判決を下せない。その価値について助言するだけだ。これは基本的に立法前の審査である。本当に歪んだ判断であり、この議会は従うべきではない。そして私は、特別委員会を設置してこれを審議するよう勧告するつもりだ」と述べた。⁵¹

[性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する公式見解](#)も参照

[目次に戻る](#)

9. 国家の姿勢及び国家による処遇

9.1 性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する公式見解

9.1.1 2021 年 8 月 4 日、コロンボ・ガゼット (Colombo Gazette) は次のように報じた。

「政府はスリランカにおける...LGBT...の権利に関する議論が現在も継続中だと述べている。内閣共同報道官ケヘリヤ・ランブクウェラは、LGBT の権利に関する議論は続いているものの、憲法上は認められていないと語った。『この問題は繰り返し議論されてきた。しかし現時点では合法化されていない』と彼は述べた。ただし、警察が LGBT 関連の活動に反対する行動を取っているかどうかは知らないとも述べた。『様々な方面から意見が寄せられている。完全に否定されたわけでも、受け入れられたわけでもない』と彼は語った。

「大臣は、ソーシャル・メディアで共有された動画について、デイリー・ミラー紙が閣議後の記者会見で質問したことに答えた。その動画では、警察の研修でカウンセラーが LGBT コミュニティを差別する様子が映っていた。」⁵²

9.1.2 この警察研修の動画に関連し、モーニングは 2021 年 8 月 6 日、次のように報じた。

「先週、ソーシャル・メディアで広く拡散された動画がある...カウンセラーのアマ・ディサナヤケ (Ama Dissanayake) が聴衆に『親として、子供を同性愛者の餌食にしたくない』と大声で宣言するようあおる内容だった。彼女は更に、もし誰もが同性愛関係をもつことになれば『あなたも私もここにいない』と主張している。男女が結ばれて子孫を残さねばならないからだ...。

「我々は弁護士であり iProbono 平等担当ディレクターのアリサ・ウィクラマシンハに連絡を取った。[彼女はこう述べた]『この研修により、LGBT の人々は被害者となり迫害

⁴⁹ The Morning, [Gender Equality Bill: What could have been](#), 16 June 2024

⁵⁰ The Parliament of Sri Lanka, [‘The Constitution ...’](#), Revised Edition 2023

⁵¹ Daily FT, [‘President raises point of order in Parliament...’](#), 19 June 2024

⁵² Colombo Gazette, [‘LGBT rights still under discussion’](#), 4 August 2021

されるリスクがある。そしてこの研修は、警察教育において同性愛嫌悪が制度化されていることを証明している。』⁵³

- 9.1.3 非政府 LGBTQ 組織エキテ・スリランカ (Équité Sri Lanka) を含む市民社会組織連合⁵⁴ は、2022 年 3 月から 6 月にかけて全国で実施した 125 名の LGBTI+対象者との県レベルの協議調査を含む、普遍的・定期的レビュー (Universal Periodic Review : UPR) 第 42 回会合への報告書で次のように指摘した。

「過去には政治家による同性愛嫌悪やトランスジェンダー嫌悪の発言が横行していたが、2022 年のスリランカ経済危機を背景に、こうした発言は減少したように見える。シリセナ (Sirisena) 前大統領がウィクラマシンハ首相に対して行った同性愛嫌悪発言や、国家人権行動計画から LGBTI+関連の要求事項を削除したことを自慢した発言は広く知れ渡った。2020 年に実施されたスリランカ総選挙では、当時の立候補者ウィジェダサ・ラージャパクサ (Wijedasa Rajapakse) (現大臣) が選挙パンフレットで『同性愛法』と称する法案が国の文化に反するとして成立を阻止したと主張した。また別の選挙候補者である医師カヴィンダ・ジャヤワルデナ (Kavinda Jayawardena) もテレビ・インタビューで同性愛は精神疾患だと主張する同性愛嫌悪発言を行った。ラージャパクサ大統領の兄マヒンダ・ラージャパクサ (Mahinda Rajapakse) や他の政治家たちも、主要野党候補が子供を持たないことを嘲笑した。」⁵⁵

- 9.1.4 イコール・グラウンドと CIHR が 2023 年 1 月に CEDAW に提出した文書にはこう記されている。

「2022 年 12 月、スリランカ警察本部で開催された警察監察総監 (Inspector General of Police : IGP)、警察幹部、LGBTIQ 団体代表者による会合において、C・D・ウィクラマラトネ (C.D. Wickramaratne) 警察監察総監は、LGBTIQ コミュニティが警察から長年受け続けてきた嫌がらせについて謝罪した。この会合は、女性・児童問題・社会エンパワーメント省とスリランカ警察が主催し、全ての人間を平等に、差別なく扱うための今後の方向性について議論した。」⁵⁶

- 9.1.5 2023 年 8 月の ICJ による記事は次のように報じた。

「謝罪に続き、[IGP は] 2022 年 12 月 27 日付けで『トランスジェンダー及び性別移行を経験した人々への対応における留意事項』と題する [通達](#) を発出した。この通達は、警察官研修において講師が LGBTI の人々をおとしめる発言を行ったことに端を発する控訴裁判所への訴訟への直接的な対応である。当該訴訟の原告側は、LGBTI 個人の基本的権利を侵害し疎外する研修・講義の実施を禁止する差止命令を求めていた。法廷審理において、IGP 代理として出廷した検事総長は、LGBTI 個人との接触時に警察が取るべき手順を定めた通達を発出すると表明した。本件は 2023 年 1 月に結審し、[2022 年 12 月付け通達が記録に添付](#)された。」⁵⁷

⁵³ The Morning, [‘LGBT discrimination by Sri Lanka Police: Violation of their own ...’](#), 5 August 2021

⁵⁴ The Coalition of CSOs, [‘Situation of LGBTI+ persons in Sri Lanka’](#) (page 1), 2022

⁵⁵ The Coalition of CSOs, [‘Situation of LGBTI+ persons in Sri Lanka’](#) (paragraph 11.1), 2022

⁵⁶ Equal Ground, CIHR, [‘Violations By Sri Lanka’](#) (paragraph 2.18), January 2023

⁵⁷ ICJ, [‘Sri Lanka: Protecting transgender persons: Going beyond rule by circular’](#), 16 August 2023

- 9.1.6 2023 年 11 月、NGO イコール・ライツ（Equal Rights）が控訴裁判所に提訴したことを受け、IGP はトランスジェンダーの人々への対応に関する指針の文言を修正することに同意した。これにより、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、インターセックス、クィアの個人も対象に含まれることとなった。政府は、より包摂的で敬意ある表現を確保するため、この改訂が合意されたと述べた。⁵⁸
- 9.1.7 HDT の 2024 年報告書は、この警察通達について次のように指摘している。「この通達にはいくつかの良い点が含まれている。例えば『いかなる状況においても、当該人物が警察官による言語的・身体的・心理的嫌がらせや侮辱を受けることはあってはならない』と明記されている点だ。」⁵⁹
- 9.1.8 外務・英連邦・開発省（Foreign, Commonwealth & Development Office : FCDO）が 2023 年 7 月 13 日に公表した 2022 年の出来事をまとめた報告書は、次のように記している。「歓迎すべき動きとして、政府は同性間の関係を非犯罪化する用意があることを示した。また、警察を含む公的機関による LGBT+コミュニティへの差別に対処する努力が一部見られた。」⁶⁰
- 9.1.9 DFAT 報告書 2024 は次のように記している。
「LGBTQIA+コミュニティに関して、最近前向きな進展があった...2023 年 3 月に発表されたジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国家政策には、トランスジェンダー・コミュニティや多様なジェンダーアイデンティティに関する進歩的な言及が含まれている...2022 年にはスリランカ警察が、LGBTQIA+コミュニティへのより配慮ある対応と警察活動に取り組む専任の副監察総監を任命した。この一環として、スリランカ警察は警察署に対し、トランスジェンダー・コミュニティに対する差別的でない警察活動に関する拘束力のないガイドラインを発出した。」⁶¹
- 9.1.10 2024 年 5 月の ILGA 報告書は、刑法（改正）法案（2023 年）（[刑法（改正）法案（2023 年）](#) 参照）に関連して次のように述べている。「スリランカの主要政党の代表者が本法案への支持を示し、多くの国会議員が LGBT スリランカ人の権利保障に関する見解について議論した。」⁶²
- 9.1.11 刑法（改正）法案に関連し、DFAT 報告書 2024 は「ウィクラマシンハ大統領は、政府が同法案に反対しないことを表明した。同時に、合意に基づく同性間の性交に関する刑法規定の執行を行わないことを約束した」と記している⁶³。
[法的背景](#)も参照

[目次に戻る](#)

⁵⁸ ILGA Asia, [‘Sri Lanka: Amendment in Police Guidelines as a necessary first ...’](#), 29 November 2023

⁵⁹ Human Dignity Trust, [‘Sri Lanka’](#), 2024

⁶⁰ FCDO, [‘Human Rights & Democracy’](#) (Sri Lanka), 13 July 2023

⁶¹ DFAT [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 3.168), 2 May 2024

⁶² ILGA, [Laws on Us](#) (page 58), May 2024

⁶³ DFAT [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 3.168), 2 May 2024

9.2 LGBTI の人々の処遇

- 9.2.1 資料では LGBTI の状況が総括的に扱われることが多く、個々のグループへの対応を特定するのは困難である。社会での可視性が高いため、情報はトランスジェンダー女性の経験に焦点が当てられるケースが多い。CPIT は可能な限り異なるグループの経験を区別しようと試みたが、重複は残っている（[トランスジェンダーの人々、レズビアン及びバイセクシュアル女性の処遇、起訴及び逮捕及び起訴に関する統計](#)も参照）。
- 9.2.2 コモンウェルス平等プロジェクト（Commonwealth Equality Project）の下で、社会科学者協会（Social Scientists Association）がウェストミンスター民主主義財団（Westminster Foundation for Democracy）の依頼で 2020 年に実施した調査が 2021 年 6 月に発表された。この調査は、スリランカの LGBT の人々に関する同国民の知識・姿勢・認識を対象としたものである（WFD 報告書 2020）。この調査では、スリランカ全 25 県の 2,130 人を対象に体系的な質問票調査を実施した。サンプルには性別、年齢、教育水準、宗教グループが異なる回答者が含まれていた。報告書によれば、回答者の 69%が「LGBT の人々は LGBT であるという理由で警察から差別を受けている」と答えた⁶⁴。
- 9.2.3 ICJ の 2021 年 12 月ブリーフィング・ペーパーは次のように述べている。「スリランカ警察が同性愛行為の証拠を得るため、強制的な肛門及び／又は膣検査を含む強制的な身体検査を実施しているという十分に裏付けられた申立てが記録されている。」⁶⁵ICJ ペーパーはこの情報の出典として、2020 年 10 月のヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）報告書を引用した。HRW 報告書は、その情報が過去 12 か月間（2019 年 10 月から）の起訴手続の一環として肛門検査を受けた 6 人の被告人を（他の弁護人と共に）弁護した弁護士から得たものであると述べている⁶⁶。ICJ は、申立てが十分に裏付けられているという自らの評価を裏付ける他の情報源を一切引用していない⁶⁷。
- 9.2.4 HDT は次のように指摘した。
- 「近年、この法律が施行されている確かな証拠があり、LGBT の人々は頻繁に逮捕されている。市民社会組織や活動家による報告、警察の記録によれば、毎年多数の逮捕が行われており、拘束された者たちはしばしば殴打や強制的な肛門・膣の『検査』といった拷問を受けている…。近年、LGBT の人々に対する差別や暴力行為が一貫して報告されている。これには暴行、嫌がらせ、恐喝、基本的人権やサービスの拒否が含まれる。」⁶⁸
- 9.2.5 イコール・グラウンドと CIHR が 2023 年 1 月に CEDAW に提出した報告書にはこう記されている。
- 「海外の民主的機関を支援する政府外公共機関ウェストミンスター民主主義財団⁶⁹が実施を依頼した最近のスリランカ全国世論調査では、回答者の 69.2%が LGBT の人々

⁶⁴ WFD, '[Sri Lankans' perceptions of LGBT persons](#)' (Executive Summary), 28 June 2021

⁶⁵ ICJ, '[Sri Lanka's Vagrants Ordinance No. 4 of 1841: A Colonial Relic ...](#)' (page 16), December 2021

⁶⁶ HRW, '[Sri Lanka: Forced Anal Exams](#)' 20 October 2020

⁶⁷ ICJ, '[Sri Lanka's Vagrants Ordinance No. 4 of 1841: A Colonial Relic ...](#)' (page 16), December 2021

⁶⁸ Human Dignity Trust, '[Sri Lanka](#)', 2024

⁶⁹ WFD, '[Sri Lankans' perceptions of LGBT persons](#)', 28 June 2021

は、『LGBT であるという理由で警察から差別を受けている』と同意した。」イコール・グラウンドが実施した別の調査では、LGBTIQ の回答者は『主な恐怖は、警察に身元を特定され逮捕されることだ』と語った。」⁷⁰

- 9.2.6 USSD 報告書 2023 は「警察が逮捕の脅しを用いてレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クィア、インターセックス (LGBTQI+) の人々に暴行し嫌がらせしたと人権団体が報告した」と記している⁷¹。2022 年⁷²、2021 年⁷³の報告書にも同様の情報が記載されていたが、これらの年次報告書では 2023 年と異なり、警察が逮捕の脅しを用いて LGBTI の人々に対し性的・金銭的恐喝を行っていたことも追加で報告されていた。
- 9.2.7 米国国務省傘下の海外安全対策協議会 (Overseas Security Advisory Council : OSAC) も 2024 年の報告書で「...人権団体によれば、警察は逮捕をちらつかせて LGBTI+の人々に暴行・嫌がらせ・性的及び金銭的な搾取をしている」と指摘した⁷⁴。ただし「スリランカ警察はこの分野で改善を図り、LGBTI+コミュニティとの対話を開始する努力をしている」とも付記している⁷⁵。
- 9.2.8 LGBTQ 問題に焦点を当てた NGO 連合体であるブリッジ・トゥ・イクオリティ (Bridge to Equality : ブリッジ) ⁷⁶は、2023 年 6 月に人権侵害報告書 (ブリッジ報告書 2023) を公表した。この報告書は、スリランカを拠点とする 2 団体ヤング・アウト・ヒア (Young Out Here : YOH) とナショナル・トランスジェンダー・ネットワーク (National Transgender Network : NTN) を通じて 2 年間に収集された 235 件の人権侵害 (Human Rights Violation : HRV) 事例を定量的に分析したものである。YOH と NTN は、2021 年 8 月から 2023 年 3 月までの間に HRV を経験した人々に聞き取り調査を行った⁷⁷。235 件のうち 149 件はスリランカ人権委員会 (HRCSL) に提出されていた⁷⁸。
- 9.2.9 ブリッジ報告書 2023 は、憲法第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条及び第 14 条に違反する LGBTQ 個人に対する人権侵害 (HRVs) を記録している⁷⁹。違反の 52.3%は第 11 条 (拷問及び残虐、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰からの自由の権利) に関するものだった。次に多かったのは、法律上の平等と保護を定める第 12 条(1)、及び人種、宗教、言語、カースト、性別、政治的意見、出生地に基づく差別を禁じる第 12 条(2)の違反であった。違反の 39.6%が第 12 条に関連している。違反行為の大半は警察 (40.85%) によるものであり、次いで医療部門 (27.7%) が続いた⁸⁰。

⁷⁰ Equal Ground, CIHR, '[Violations By Sri Lanka](#)' (paragraphs 2.5, 2.6, 2.7), January 2023

⁷¹ USSD, '[USSD report 2023](#)' (section 6), 22 April 2024

⁷² USSD, '[USSD report 2022](#)' (section 6), 20 March 2023

⁷³ USSD, '[USSD report 2021](#)' (section 6), April 2022

⁷⁴ OSAC, '[Sri Lanka Security Report 2024](#)' (safety concerns for LGBTI+ travellers), 17 April 2024

⁷⁵ OSAC, '[Sri Lanka Security Report 2024](#)' (safety concerns for LGBTI+ travellers), 17 April 2024

⁷⁶ Bridge to Equality, '[About Us](#)', no date

⁷⁷ Bridge to Equality, '[Human Rights Violations](#)' (Methodology), June 2023

⁷⁸ Bridge to Equality, '[Human Rights Violations](#)' (Analysis), June 2023

⁷⁹ Bridge to Equality, '[Human Rights Violations](#)' (Explanation) June 2023

⁸⁰ Bridge to Equality, '[Human Rights Violations](#)' (Analysis), June 2023

9.2.10 ブリッジが作成した以下の表は、HRV を経験したと報告した人物のジェンダーアイデンティティを示している⁸¹。

ジェンダーアイデンティティ	人数	%
トランスジェンダー女性	87	37.02%
男性	85	36.17%
トランスジェンダー男性	32	13.62%
女性	21	8.94%
ノンバイナリー	9	3.83%
言及なし	1	0.43%

9.2.11 ブリッジが作成した以下の表は、HRV を経験したと報告した人物の性的指向を示している⁸²。

性的志向	人数	%
異性愛	60	25.53%
言及なし	52	22.13%
ゲイ	49	20.85%
バイセクシュアル	36	15.32%
レズビアン	24	10.21%
同性愛	7	2.98%
パンセクシャル	3	1.28%
クィア	2	0.85%
その他	2	0.85%

9.2.12 記録された性的指向で最も多かったのは異性愛であった。しかしブリッジは、この研究で異性愛と自認した者全員がトランスジェンダー男性又はトランスジェンダー女性であったと指摘している⁸³。

9.2.13 ベルテルスマン財団（Bertelsmann Stiftung）は、2024 年版国別報告書（スリランカ）において次のように指摘している。「...性的指向に基づく差別に対する保護措置は存在せず、合意に基づく同性間の関係は依然として犯罪とされている。これにより LGBTQ+の人々は特定の不利益やぜい弱性に直面しており、法執行機関から賄賂を要求される目的で標的となるケースも含まれる。」⁸⁴

9.2.14 CPIT は、参照した情報源（[参考文献](#)を参照）において、ゲイ及びバイセクシュアルの男性並びにインターセックスの人々の具体的な処遇に関する情報を見つけることができなかった。

⁸¹ Bridge to Equality, [‘Human Rights Violations’](#) (Analysis), June 2023

⁸² Bridge to Equality, [‘Human Rights Violations’](#) (Analysis), June 2023

⁸³ Bridge to Equality, [‘Human Rights Violations’](#) (Analysis), June 2023

⁸⁴ BTI, [‘BTI 2024 Country Report – Sri Lanka’](#) (Welfare regime), 2024

9.3 トランスジェンダーの人々、レズビアン及びバイセクシュアル女性の処遇

- 9.3.1 イコール・グラウンドが 2020 年 1 月に発行した『私の権利、私の責任 (My Rights, My Responsibility)』という出版物は、次のように指摘している。刑法第 399 条が「警察によってトランスジェンダー個人を虐待し逮捕するために頻繁に悪用されている。その理由は、彼らのジェンダー表現が国民身分証明書に記載された性別と一致しないためであり、警察はこれを『なりすましによる詐欺』と不当に主張している。これは法執行機関が採用した定義であり、法の意図や定義に反するものである。さらに、この法律は、それが実在の人物と架空の人物のいずれを詐称するものかを考慮していない。」⁸⁵
- 9.3.2 アジア太平洋トランスジェンダーネットワーク (Asia Pacific Transgender Network : APTN) が 2020 年に実施し、2021 年 3 月に公表した研究プロジェクト (APTN 報告書 2020) は、スリランカを含むアジア諸国において「トランスジェンダー及びジェンダー多様性をもつ人々に対して実施されている」転向療法 (CTP) の実態を調査した⁸⁶。報告書は次のように指摘している。「トランスジェンダー及びジェンダー多様性を持つ市民、並びにシスジェンダーの異性愛規範から逸脱する市民、特に恵まれない立場や社会経済的に不利な背景を持つ人々は、非常に高いレベルで法執行機関からのトランスジェンダー嫌悪及び同性愛嫌悪に基づく暴力に直面している。」⁸⁷
- 9.3.3 2021 年 12 月の ICJ ブリーフィング・ペーパーは次のように述べている。
「スリランカでは、刑法第 365 条及び第 365A 条 (『自然の理に反する罪』及び『著しいわいせつ罪』に関する条項) が主に LGBT の人々に対して適用される一方、浮浪者条例は LGBTI、特に警察が男性的特徴をもつとみなすレズビアンやトランスジェンダー女性を逮捕するために日常的に利用されている。ほとんどの場合、彼らに対して起訴は行われず、裁判にかけられることもまれである。代わりに、嫌がらせや嘲笑を受け、釈放のために賄賂を支払わされることが多い。」⁸⁸
- 9.3.4 同じ ICJ ブリーフィング・ペーパーは次のように述べている。
「トランスジェンダー女性やその他の性的・ジェンダー的少数者は、性産業に従事しているか否かにかかわらず、商業的性産業に従事していると推定される者を逮捕するための警察による強制捜査に巻き込まれることが多い。これは実に皮肉なことである。なぜなら、浮浪者条例の下では性産業そのものは犯罪化されていないからだ。
「性産業に従事するトランスジェンダー女性は、そのジェンダーアイデンティティゆえに更なる嫌がらせを受ける。逮捕された者はしばしば男性用拘置室に一晩拘禁され、身柄拘束中は男性用の衣服を着るよう強制される。また男性と共同で拘置室に収容されることも多く、暴力や性的暴行のリスクにさらされるのである。」⁸⁹

⁸⁵ Equal Ground, '[My Rights, My Responsibility](#)' (page 6), 7 January 2020

⁸⁶ APTN, '[Conversion Therapy Practices in Sri Lanka](#)' (page 3 to 4), 31 March 2021

⁸⁷ APTN, '[Conversion Therapy Practices in Sri Lanka](#)' (page 4) 31 March 2021

⁸⁸ ICJ, '[Sri Lanka's Vagrants Ordinance No. 4 of 1841: A Colonial Relic ...](#)' (page 16), December 2021

⁸⁹ ICJ, '[Sri Lanka's Vagrants Ordinance No. 4 of 1841: A Colonial Relic ...](#)' (page 16), December 2021

- 9.3.5 市民社会組織連合（Coalition of Civil Society Organizations : CCSO）が国連普遍的・定期的レビュー（UN UPR）に提出した 2022 年報告書は、次のように記している。「エキテ・スリランカが実施した地域協議において、コミュニティ・メンバーから[LGBT 個人に対する]恣意的逮捕・拘禁の事例が複数報告された。数件はメディアでも報じられた。しかし、大半の事例では、報復を恐れて正式な苦情申立てがなされていない。」⁹⁰ エキテ・スリランカは調査方法について、2022 年 3 月から 6 月にかけて全国で計 125 名の LGBTI+対象者を対象に県レベルの協議を実施したと説明している⁹¹。これらの協議から得られた具体例として、ガンパハ（Gampaha）県では 5 人のトランスジェンダー性労働者が警察に複数回逮捕され、拘束及び性的暴行を含む虐待を受けたと証言した。報告書は更に「エキテ・スリランカが実施した地域協議[トリンコマリー（Trincomalee）、ガンパハ、コロボ各県]においても、同様の事例が多数報告された⁹²」と記している。ただし、事件の性質、頻度、規模に関する詳細は記載されていない。また、ガンパハ県の事例が上記 5 件の具体例とは別のものか、あるいはそれらを含むものかも不明確である。
- 9.3.6 同じ市民社会組織連合の 2022 年報告書は、2022 年 6 月にレズビアン・カップルが裁判にかけられたよく知られた事例について言及している⁹³⁹⁴。「2022 年 6 月、インド人とスリランカ人のレズビアン・カップルがインドへの移住を計画していたところ、スリランカ人女性の家族が同性愛関係を警察に通報したため逮捕された。2 人はアッカリパットゥ（Akkaraipattu）裁判官の前に出廷させられ、裁判官は 2 人の女性に精神科医の診察を受けさせ、精神鑑定報告書を作成するよう命じた。」⁹⁵
- 9.3.7 ニュースワイヤー（Newswire）は 2022 年 8 月の記事で事件の経過を次のように説明した。
- 「[2022 年 3 月 21 日、]ワッタラ（Wattala）治安判事裁判所に 22 歳のレズビアン女性に対する訴訟が提起された。被害者の両親はウェリサラ・マハバゲ（Welisara Mahabage）警察の協力を得て、彼女がレズビアンであるため精神疾患をもっていると宣言するよう求める申立てを裁判所に提出した...具体的な罪状も医療検査の法的根拠もないにもかかわらず、暫定治安判事は次回公判前に被害者を JMO [Judicial Medical Officer、司法医官]の診察に付すよう命じた...この暫定治安判事の決定を受け、被害者の弁護士はネゴンボ（Negombo）高等裁判所に暫定判決を覆すよう求める再審請求を提出した...この事件はワッタラ治安判事裁判所によって[再]審理され...[そこで]治安判事は、被害者が精神疾患を患っている証拠がないため JMO による検査は正当化されないと判断し、同性愛が精神疾患ではないことを認めて本件を却下した。」⁹⁶

⁹⁰ The Coalition of CSOs, '[Situation of LGBTI+ persons in Sri Lanka](#)' (paragraph 5.1), 2022

⁹¹ The Coalition of CSOs, '[Situation of LGBTI+ persons in Sri Lanka](#)' (paragraph 5.1), 2022

⁹² The Coalition of CSOs, '[Situation of LGBTI+ persons in Sri Lanka](#)' (paragraph 5.1), 2022

⁹³ Newswire, '[Wattala court dismisses case filed against a lesbian](#)', 2 August 2022

⁹⁴ Human Dignity Trust, '[Sri Lanka](#)'(Enforcement), 2024

⁹⁵ The Coalition of CSOs, '[Situation of LGBTI+ persons in Sri Lanka](#)' (paragraphs 5.1.1), 2022

⁹⁶ Newswire, '[Wattala court dismisses case filed against a lesbian](#)', 2 August 2022

- 9.3.8 HDT は同じ事件について報告し、次のように記している。「...ネゴンボ高等裁判所への再審請求が認められた後、ワッタラ治安判事裁判所は女性たちに対する訴えを棄却した...」⁹⁷
- 9.3.9 HDT はまた次のように指摘している。「浮浪者条例や身分詐称禁止法の下で、トランスジェンダーの人々が特に標的にされている証拠がある。」⁹⁸
- 9.3.10 イコール・グラウンドと CIHR が 2023 年 1 月に CEDAW に提出した報告書は次のように述べている。「スリランカでは、不当逮捕、暴力、嫌がらせを含む、LBTQ 女性に対する警察の虐待事件が非常に頻繁に発生している。」⁹⁹
- 9.3.11 USSD 報告書 2023 は、2022 年報告書¹⁰⁰の情報を繰り返して次のように述べている。「HRCSL [スリランカ人権委員会]は、登記所における氏名及び性別変更手続に関する苦情を受けたと報告し、申立人に代わって介入したと述べた。」¹⁰¹

9.4 起訴

- 9.4.1 2016 年 11 月、スリランカ最高裁判所は、2003 年の通称「ガラバダ事件」として知られる訴訟を審理した。この事件では、被告人である上訴人と別の被告人が、治安判事裁判所で「刑法第 365A 条に基づく、2 人の人物による著しいわいせつ行為」の罪で起訴されていた。裁判記録によれば、治安判事は性交が合意に基づくものであったにもかかわらず、上訴人と他の被告人に有罪判決を下し、禁錮 1 年及び罰金 1,500 ルピー（不払の場合は 6 か月の禁錮刑）を科した。最高裁判所は全ての証拠を再審理し、1 年の懲役刑を破棄し、代わりに 2 年の嚴重懲役刑（5 年間の執行猶予付き）を言い渡した。最高裁は「犯罪者には更生の機会を与えるべきである」¹⁰²と述べた。裁判所は更生の機会が何を意味するかについて何ら示唆しなかったが、裁判所が強制的な転向を課していたことを示唆する情報はない（[転向療法](#)も参照）
- 9.4.2 ILGA は 2023 年の報告書で次のように記している。
「裁判に至り、理解ある裁判官が審理を担当する場合でも、スリランカの裁判所には制定法に対する司法審査権限がない。そのため、被告に有利な判決が下されても、通常は将来の事件における判例とはならない。司法が活動する上での制約、すなわち性的に多様な人々を犯罪者とする法を支持せざるを得ない状況は、2016 年の最高裁判決『OIC マラダナ対ウィマラシリ事件（case of OIC Maradana v Wimalasiri）[\[ガラバダ事件\]](#)』で明白に示されている。この判決で裁判官は、被告人の『著しいわいせつ』罪が 19 世紀の植民地時代の遺物であり、被告人を投獄することは不当であると認めつつ、判決文で次のように記している。

⁹⁷ Human Dignity Trust, '[Sri Lanka](#)'(Enforcement), 2024

⁹⁸ Human Dignity Trust, '[Sri Lanka](#)', 2024

⁹⁹ Equal Ground, CIHR, '[Violations By Sri Lanka](#)' (paragraphs 2.5, 2.6, 2.7), January 2023

¹⁰⁰ USSD, '[USSD report 2022](#)' (section 6), 20 March 2023

¹⁰¹ USSD, '[USSD report 2023](#)' (section 6), 22 April 2024

¹⁰² Sri Lankan, '[Supreme Court case- SC Appeal No.32/11](#)', 30 November 2016

『上告人の有罪判決に干渉する理由は見当たらない...成人間の合意に基づく性行為を国家が取り締まるべきではなく、また犯罪化すべきでないという現代的な考え方は、長年にわたり発展してきたようだ...しかしながら、この罪は依然として我々の法律の一部として存在している。』¹⁰³

- 9.4.3 米国に拠点を置く人権・政治的自由・民主主義を専門とする NGO フリーダムハウス (Freedom House) は、2023 年の出来事をまとめた 2024 年 2 月発行の世界報告書において、同性間の性的行為を禁じる刑法第 365 条が「ほとんど施行されていない」と指摘した¹⁰⁴。
- 9.4.4 FCDO は 2024 年 4 月、スリランカに滞在する英国人旅行者への助言において「同性間の関係は違法だが、FCDO は起訴事例を把握していない」と述べた¹⁰⁵。
- 9.4.5 2021 年¹⁰⁶及び 2022 年¹⁰⁷の USSD 報告書は、同性間の性的行為に対する起訴がまれであると報告した。2023 年の報告書はこれを繰り返したが、起訴だけでなく逮捕もまれであると付け加えた。¹⁰⁸

[目次に戻る](#)

9.5 逮捕及び起訴に関する統計

- 9.5.1 ILGA は 2023 年の報告書で、逮捕に関する公式統計の困難さを指摘している。「警察は公式報告において、合意に基づく同性間の性行為を『自然の理に反する罪』や『性的虐待』と頻繁に一括処理するため、個別の事件詳細や、より正確な統計を入手することは往々にして困難である。」¹⁰⁹
- 9.5.2 同じ ILGA 報告書は次のように記している。
- 「2000 年から本報告書発表時点[2023 年 11 月]までに、ILGA ワールドはスリランカにおける[刑法上の罪に対する]法執行の事例を約 23 件確認した。これには起訴事例も含まれる。スリランカ警察の公式統計によれば、2016 年から 2018 年にかけて少なくとも 26 件の追加事例（計 48 名が関与）が確認されているが、それ以上の詳細については把握できなかった。スリランカ当局は女性や未成年者が関与するレイプ・性的暴行事件のみを分類しているようであるため、警察報告書に記載された事例のうち、合意に基づく同性間の性的行為がどれほど含まれているかは不明である。いずれにせよ、46 件という合計数でさえ実際の数字を下回っている可能性が高い。複数の被拘束者がそれぞれ複数回の逮捕を主張しているからだ。ある現地市民団体は、2019 年だけで『自然の理に反する性行為』を理由に約 800 件の逮捕が行われたと推定している...」¹¹⁰

¹⁰³ ILGA, [‘Our identities under arrest’](#) (page 210), 30 November 2023

¹⁰⁴ Freedom House, [‘Freedom in the world 2024’](#) (Sri Lanka), 29 February 2024

¹⁰⁵ FCDO, [‘Sri Lanka Travel Advice’](#), (safety and security), 29 April 2024

¹⁰⁶ USSD, [‘USSD report 2021’](#) (section 6), April 2022

¹⁰⁷ USSD, [‘USSD report 2022’](#) (section 6), 20 March 2023

¹⁰⁸ USSD, [‘USSD report 2023’](#) (section 6), 22 April 2024

¹⁰⁹ ILGA, [‘Our identities under arrest’](#) (pages 209-210), 30 November 2023

¹¹⁰ ILGA, [‘Our identities under arrest’](#) (pages 209-210), 30 November 2023

9.5.3 起訴された LGBTI の人々の詳細をスリランカ警察が記録した最新の統計は 2021 年から 2023 年までのものである。「同性愛」の罪は「汚職に関連する犯罪」という犯罪群の下に記録されている。以下の表はこれらの事件に関する情報を示す¹¹¹。

年	報告件数	係属事件数	起 訴 率 (%)	起訴された男性 の数	起訴された女性 の数
2021	12	11	92	11	0
2022	0	0	0	0	0
2023	3	0	0	0	0

9.5.4 報告書は次のように説明している。「『係属事件数』とは、警察による捜査終了後に裁判所に係属した事件の総数を包括的に意味する。」¹¹²

9.5.5 参照した資料（[参考文献](#)を参照）において、2019 年から 2020 年までの期間に「同性愛」と称される犯罪に関するデータは見つからなかった。

9.5.6 スリランカ警察の活動報告書（2018 年）によれば、「風俗犯罪」のカテゴリーにおいて、警察は 2016 年に「同性愛」を理由に 33 名の男性が関与した 17 件を起訴した。2017 年は男性 6 名、2018 年は男性 9 名が同じ理由で起訴されている。この期間中、同罪状で起訴された女性は 1 人もいなかった¹¹³。

9.5.7 「同性愛」という罪は法律上存在しないため、当該人物が起訴された具体的な罪名を特定することは不可能である。これらの「罪」に関する詳細（事件が合意に基づく同性の成人間のものであったか否か、起訴が有罪判決及び刑罰に至ったか否か）は不明である。

9.5.8 CPIT がまとめた以下の表は、2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの期間を対象としてスリランカ警察統計『全島における重大犯罪概要（Grave Crime Abstract For Whole Island）』を基に作成された。これによると、「自然の理に反する罪及び重大な性的虐待」として記録された事件は 571 件である¹¹⁴。

重大犯罪	「自然の理に反する罪及び重大な性的虐待」 2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日まで
記録された事件数	571
提出された苦情	69
被告人不明	5
その他の処分	0
有罪判決で終結	0
放免・無罪判決で終結	0
総処分件数	5

¹¹¹ Sri Lanka Police, [‘Performance Report 2023’](#) (page 37) no date

¹¹² Sri Lanka Police, [‘Performance Report 2023’](#) (page 37) no date

¹¹³ Sri Lanka Police, [Performance report \(2018\) of the Sri Lanka police](#) (page 37), no date

¹¹⁴ Sri Lanka Police, [‘Grave Crime Abstract’](#), 2022

捜査中	429
治安判事裁判所で係属中	68
検察庁で係属中	68
地方裁判所／高等裁判所で係属中	1
係属中総件数	566

- 9.5.9 データからは、「係属中」事件の統計が過去数年分を含んでいるのか、それとも 2022 年に報告されたものだけを指しているのかが明確ではない。情報源は「自然の理に反する罪」の定義や、これに関連する具体的な犯罪行為について情報を提供していないが、「自然の秩序に反する性交」及び「著しいわいせつ行為」を規定した刑法第 365 条及び／又は第 365A 条を指している可能性がある。
- 9.5.10 報告書はまた、被疑者の性別やジェンダー、その犯罪が同性間の性的行為に関連するか否かについての情報も提供していない。第 365 条に基づく犯罪には異性間及び同性間の行為の両方が含まれ、その行為が「自然の秩序に反する」とみなされ、及び／又は「著しくわいせつ」とみなされる場合には、いかなる人物にも適用される¹¹⁵。
- 9.5.11 データには「重大な性的虐待」とみなされる犯罪が含まれている。これが何を指すのか、児童への性的虐待やその他の非合意の性的行為を含むのか否かは不明である。女性や少女へのレイプや児童の性的搾取は含まれていないように思われる。なぜなら、報告書内にはそれらの特定の犯罪に関する別個のデータが存在するからだ¹¹⁶。
- 9.5.12 当該期間に記録された「重大犯罪」の総件数は 3 万 7,152 件であった（統計に含まれる犯罪の詳細については報告書を参照）¹¹⁷。そのうち「自然の理に反する罪及び重大な性的虐待」に該当するものは、2022 年に記録された総件数の 0.02%未満である。
- 9.5.13 データが適用される犯罪の範囲や、被害者の年齢、被疑者の性別、性的指向、犯罪が合意に基づくものかどうかといったその他の未知の要素を考慮すると、LGBTI の人々の逮捕及び／又は起訴に関連する事件の数を特定することは不可能である。
- 9.5.14 参照した資料（[参考文献](#)を参照）には、2023 年 1 月から 12 月までの比較可能なデータは存在しなかった。スリランカ警察は議会に対し、この期間のデータを提出しており、そこには 4 万 4,969 件の重大犯罪が記録されていた。これには「自然の理に反する罪及び重大な性的虐待」が 675 件含まれ、うち 637 件は「解決済み」、38 件は「捜査中」であった¹¹⁸。「自然の理に反する罪及び重大な性的虐待」に該当する事件は、2023 年に記録された全事件数の 0.01%を占めている。
- 9.5.15 参照した資料（[参考文献](#)を参照）には、LGBTI の人々に影響を与えるその他の罪で起訴又は訴追された事例について、いかなる期間においても利用可能なデータは存在しなかった（[LGBTI の人々に影響を与えるその他の法的規定](#)を参照）。

[目次に戻る](#)

¹¹⁵ Equal Ground, [‘My Rights, My Responsibility’](#) (page 5,6), 7 January 2020

¹¹⁶ Sri Lanka Police, [‘Grave Crime Abstract’](#), 2022

¹¹⁷ Sri Lanka Police, [‘Grave Crime Abstract’](#), 2022

¹¹⁸ Sri Lanka Police [‘Performance Report 2023’](#) (page 11), no date

9.6 保護

- 9.6.1 転向療法（CTP）からの保護に関して、APTН 報告書 2020 は次のように指摘している。
「...転向療法を抑制し禁止する監視メカニズムや政策指針は存在しない。スリランカ人権委員会を含む多くの関係者がこの欠陥に対処しようと試みたが、成功しなかった。」¹¹⁹
- 9.6.2 DFAT 報告書 2021 は「国内情報筋によれば、LGBTI 行進などの公共イベントにおける LGBTI 個人に対する警察の保護は 2015 年以降拡大している」¹²⁰と述べている。
- 9.6.3 市民ジャーナリズム・サイト、グラウンドビューズ・スリランカ（Groundviews Sri Lanka）は、NGO イコール・グラウンドのシハラ・マドゥワゲ（Shihara Maduwage）による 2022 年 7 月 23 日付け記事で次のように報じた。
「今月[2022 年 7 月]、22 歳の女性がウェリサラ・マハバゲ警察に関して人権委員会[HRC]に苦情を申し立てたとの報道があった。彼女は、自分がレズビアンだと知った両親から深刻な虐待を受けたと主張している...友人の助けを借りて、彼女は警察に自分の状況を知らせることに成功した[が]...警察は彼女の私物を違法に没収し、彼女の意思に反して身体検査を受けさせようとした。」¹²¹
- 9.6.4 参照した資料（[参考文献](#)を参照）において、2022 年 7 月に人権委員会（HRC）にウェリサラ・マハバゲ警察署に関して提出された苦情の進捗状況に関する追加情報は見つからなかった。[オンブズマン／苦情処理メカニズム](#)も参照されたい。
- 9.6.5 DFAT 報告書 2024 は次のように述べている。「2022 年 8 月、コロンボの裁判所は前例のない判決を下し、性的指向を理由に虐待を受けていたレズビアンの女性を対象に、両親からの暫定保護命令を発した。」¹²²
- 9.6.6 プライド月間中の保護に関して、USSD 報告書 2023 は次のように述べている。「6 月のプライド月間行事中、警察は LGBTQI+コミュニティに対するオンラインの脅威が増加したと報告した...現地団体は抗議者がプライド行事を妨害しようとした事例を報告したが、大半のケースでは警察が事態を収拾したと述べた。」¹²³
- 9.6.7 ブリッジ報告書 2023 は次のように指摘している。「分析によれば、一部の LGBTQ の人々は、現行の刑法や根強く残る様々な社会的汚名のため、当局（スリランカ人権委員会や警察など）への相談をためらっている。こうした汚名には、LGBTQ の人々が精神的に病んでいるという誤った認識や、多様な性的指向がスリランカの文化と相容れない『流行』や『ライフスタイル』であるという見方などが含まれる可能性がある。」¹²⁴
- 9.6.8 市民社会組織連合による 2023 年の共同報告書は次のように指摘している。
「警察官がトランスジェンダーの人々からの、権利侵害や虐待に関する苦情を受け付けなかった事例が複数存在した。また、警察官による言葉の暴力を受けた事例もある。」

¹¹⁹ APTN, '[Conversion Therapy Practices in Sri Lanka](#)' (pages 6, 7), 31 March 2021

¹²⁰ DFAT, '[DFAT Country Information Report Sri Lanka](#)', (paragraph 3.114), 23 December 2021

¹²¹ Groundviews, Shihara Maduwage '[Out of the Shadows](#)', 23 July 2022

¹²² DFAT '[DFAT Country Information Report Sri Lanka](#)' (paragraph 3.171), 2 May 2024

¹²³ USSD, '[USSD report 2023](#)' (section 6), 22 April 2024

¹²⁴ Bridge to Equality, '[Human Rights Violations](#)' (Methodology), June 2023

「ある事件では、東部州アンパラ（Ampara）県カライティヴ（Karaitivu）警察署の警官が、トランスジェンダーの被害者が受けた暴行に関する申告を、加害者とされる人物の住所を被害者が提示すべきだという理由で受理を拒否した。被害者が何とか加害者とされる人物の住所を突き止めたところ、警察は和解するよう求め、加害者を許すよう彼女に要求した。

「2021 年 10 月 4 日、ゴール在住のトランスジェンダー女性が警察官から『ホモ野郎の事件を持ち込むな』と叱責された。警察官は彼女の服装を変えるよう指示し、男性のように振る舞うよう助言した。3 月 22 日、ガンパハで近隣住民とトランスジェンダー女性間の紛争を解決するために訪れた警察官は、そのトランスジェンダー女性の服装や外見を理由に暴言を吐き、侮辱し、差別的な言葉で罵った。」¹²⁵

- 9.6.9 イコール・グラウンドと CIHR が 2023 年 1 月に CEDAW に提出した報告書には次のように記されている。

「差別的な法律の存在と警察によるその頻繁な乱用により、LBTQ の犯罪被害者は通常の警察による保護を受けられない。警察へ犯罪を通報することをためらうからだ。2021 年 7 月にイコール・グラウンドへ寄せられた西部州キリバトゴダ在住のレズビアンが被害者の事例がこれを示している。この事例では、性的指向を明かした後に兄弟から継続的に嫌がらせを受けていたレズビアンが、警察による更なる嫌がらせや報復を恐れ、警察への被害の申告を拒否した...

「...2023 年 1 月、23 歳のレズビアンが、スリランカ警察から性的指向に基づく差別を受けたとして、最高裁判所に歴史的な基本的権利の保護を求める申立てを行った。申立書では、性的指向を両親に打ち明けた後、自宅に強制的に閉じ込められ虐待を受けたこと、ウェリサラ・マハバゲ警察に苦情を申し立てた際、警察が女性の性的指向について調査を行ったことを述べている。更に警察は...申立人に精神科医との面会を強制し...司法医官による身体検査を強要して同性愛の証拠を見つけようとしたのである。」¹²⁶

- 9.6.10 同じイコール・グラウンドと CIHR の提出書類は、レズビアンの女性がパートナーの夫と他の 4 人の男に身体的・性的虐待を受け拉致された事例を説明している。被害者は警察に届け出ていない。報告書は次のように述べている。

「事件後、アノマ（Anoma）[被害者]とチャトゥリ（Chathuri）[被害者のパートナーであり加害者の妻]は、捜査のため警察に召喚された…。この取調べで、アノマがチャトゥリの夫らによる身体的・性的暴行について警察に訴えたにもかかわらず、警察は何の措置も取らなかった。...警察はアノマに対し、2 人の関係を終わらせなければ逮捕・拘禁すると脅した。」¹²⁷

- 9.6.11 スリランカ女性・児童問題・社会エンパワーメント省は、国連人口基金（UN Population Fund : UNFPA）の支援を受け、スリランカ国家ジェンダー平等・女性エンパワーメント政策（2023～2033 年、2023 年 3 月 12 日発表）を提示した。この政策文書は

¹²⁵ The Coalition of CSOs, [‘Situation of LGBTI+ ...’](#) (paragraphs 9.1.1- 9.1.1.2), 2022

¹²⁶ Equal Ground, CIHR, [‘Violations By Sri Lanka’](#) (Paragraphs 2.5, 2.6, 2.7), January 2023

¹²⁷ Equal Ground, CIHR, [‘Violations By Sri Lanka’](#) (paragraph 6.5), January 2023

「...LGBTQI+の人々は...ジェンダーに基づく暴力の被害者として見過ごされがちである」と記している¹²⁸。

9.6.12 DFAT 報告書 2024 は、スリランカ及びその他の地域における現地調査の結果、多様な情報源との協議、信頼できる公開情報に基づいて国家による保護の状況を評価した。

「LGBTQIA+コミュニティ向けの国家による保護メカニズムは存在するが、DFAT は、これらは実際には一般的に利用可能ではなく、公平でも効果的でも保護的でもないと評価している。」¹²⁹

([性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する公式見解](#)、[オンブズマン／苦情処理メカニズム](#)も参照)

[目次に戻る](#)

9.7 オンブズマン／苦情処理メカニズム

9.7.1 2020 年 1 月に発行されたイコール・グラウンドの出版物は次のように指摘している。

「LGBTIQ コミュニティの権利と保護に対処する特定の法的手段は存在せず、したがって普通法が適用される。しかし、スリランカ憲法は全ての市民に基本的権利（FR：Fundamental Rights）を保障しており、これらの権利は、憲法に特に明記された例外的な状況及び特定の制限を認める国内の緊急事態法において以外侵害されるべきではない。」¹³⁰

9.7.2 記事は更に次のように記している。「憲法第 3 章に列挙された権利を侵害する行為は、最高裁判所に FR 救済請願を提出する十分な根拠となる。」¹³¹

9.7.3 同記事はまた、苦情はスリランカ人権委員会、犯罪被害者及び証人保護国家機関（National Authority for the Protection of Victims of Crimes and Witnesses）、並びに国家警察委員会（National Police Commission）にも申し立てることができる」と記している¹³²。

9.7.4 CCSO 報告書 2022 は次のように述べている。「警察による逮捕や虐待はかなり頻繁に起きているが、LGBTI+コミュニティのメンバーは、報復を受けるおそれがあるため、権利侵害について司法機関に苦情を申し立てないことが多い。同性愛の犯罪化と法執行官の同性愛嫌悪的な態度が、苦情申立てへの関心が低い主な理由の 1 つだ。」¹³³

[LGBTI の人々の集団的処遇](#)、[トランスジェンダー及びインターセックスの人々の処遇](#)、[保護](#)も参照

[目次に戻る](#)

¹²⁸ UNFPA, '[National Policy on Gender Equality](#)' (page 41), 12 March 2023

¹²⁹ DFAT '[DFAT Country Information Report Sri Lanka](#)' (paragraph 3.177), 2 May 2024

¹³⁰ Equal Ground, '[My Rights, My Responsibility](#)' (page 7), 7 January 2020

¹³¹ Equal Ground, '[My Rights, My Responsibility](#)' (page 7), 7 January 2020

¹³² Equal Ground, '[My Rights, My Responsibility](#)' (pages 14,15), 7 January 2020

¹³³ The Coalition of CSOs, '[Situation of LGBTI+ persons in Sri Lanka](#)' (paragraphs 5,2), 2022

10. 社会規範

10.1 社会的姿勢

- 10.1.1 APTN 報告書 2020 は次のように述べている。「インタビュー対象者との対話から明らかになったのは、スリランカ社会ではジェンダーアイデンティティと表現が性的指向と混同されがちだということだ。例えば若年トランスジェンダーのジェンダーアイデンティティと表現は、しばしば異性愛規範からの逸脱とみなされる。」¹³⁴
- 10.1.2 イコール・グラウンドの 2021 年 6 月報告書は次のように述べている。「...[全国 25 県の 4,500 人を対象とした]調査結果によれば...LGBTIQ 回答者の 30%が『誰にも自分のアイデンティティを明かしたくない』と回答し、45%が『誰かに明かすべきか否か分からない』と答えた。これは LGBTIQ コミュニティが依然として自身のアイデンティティを明かすことに不快感や恐怖を抱いており、したがってカミングアウトすることを考えもしなかったことを示している。」¹³⁵
- 10.1.3 コモンウェルス平等プロジェクト（Commonwealth Equality Project）の下で、社会学者協会（Social Scientists Association）がウェストミンスター民主主義財団の依頼で 2020 年に実施した調査が 2021 年 6 月に発表された。この調査は、2020 年におけるスリランカの LGBT の人々に関する同国民の知識、姿勢、認識を対象としたものである（WFD 報告書 2020）。本調査ではシンハラ語、タミル語、英語で作成された体系的な質問票を使用し、スリランカ全 25 県の 2,130 人を対象に調査を実施した。サンプルには性別、年齢、教育水準、宗教グループが異なる回答者が含まれていた。回答者の LGBT に対する認識と知識に関して、調査では以下の結果が得られた。
- ・ 相当な割合の人がトランスジェンダー（39.9%）、レズビアンとゲイ（25.6%）、バイセクシュアル（16.1%）という用語を聞いたことがあると答えた。55%は LGBT 関連の用語を 1 つも聞いたことがないと答えた。
 - ・ LGBT への認識は、若年層、都市部住民、高等教育を受けた層でやや高い。
 - ・ 相当な割合の人が、トランスジェンダー（27%）、レズビアン又はゲイ（24%）、バイセクシュアル（21%）の知人がいると答えた¹³⁶。
- 10.1.4 同じ研究は、回答者の LGBT の人々に対する姿勢について次のように指摘している。
- ・ 多くの回答者は様々な状況において LGBT の人々に対して肯定的な姿勢を示した。例えば、59.7%がゲイやレズビアンの人の隣で移動することを恥ずかしく思わないと答えた。
 - ・ 状況により、賛否入り混じった、あるいは否定的な姿勢も見られた。トランスジェンダーの人物がスリランカの大統領になるのは恥ずかしいことであるかとの問いに対し、49.5%が賛成、48%が反対した。¹³⁷

¹³⁴ APTN, [‘Conversion Therapy Practices in Sri Lanka’](#) (page 5), 31 March 2021

¹³⁵ Equal Ground, [‘Mapping LGBTIQ Identities in Sri Lanka’](#) (pages 8, 51), June 2021.

¹³⁶ WFD, [‘Sri Lankans’ perceptions of LGBT persons’](#) (Executive Summary), 28 June 2021

¹³⁷ WFD, [‘Sri Lankans’ perceptions of LGBT persons’](#) (Executive Summary), 28 June 2021

- 10.1.5 回答者の LGBT の人々に対する認識と偏見について、同じ調査では次のように指摘している。
- ・回答者の LGBT に対する認識は、回答者及び LGBT+の人が置かれている状況によって異なる。
 - ・回答者の個人的な状況とは直接関係がないと思われる一部の状況では、肯定的な認識が明らかである。72.5%が「LGBT として生きる人を罰すべきではない」と、65%が「LGBT の人も他の人と同じように仕事をする事ができる」と、51.4%が「LGBT の人々の権利を保障する法律を支持する」と答えた。
 - ・回答者にとってより身近で個人的関わりのある状況では、否定的な見方が明らかである。59.5%が、自宅を LGBT+の人物に貸すことに問題があると答えた。
 - ・個人の状況によっては、回答者の見解は分かれる。48.6%は LGBT の子を持つことは恥ずかしくない、44.4%は恥ずかしいと答えた。
 - ・回答者は、調査で尋ねられたスリランカの LGBT の人々に対する多くの社会的偏見を支持している。例えば...52.3%が「LGBT の人々と交流することで同じ性的志向を持つようになる」と答え、これについて 40%超が反対した¹³⁸。
- 10.1.6 同じ研究では、LGBT の人々に対して肯定的な態度を持つ可能性が高いのは、30 歳未満で、都市部に居住し、高等教育以上の学歴を持ち、LGBT のアイデンティティに対する認識レベルがより高く、LGBT の人々との交流がより多く、仏教徒又はヒンドゥー教徒（イスラム教徒やキリスト教徒ではなく）である可能性が高いと結論づけている¹³⁹。
- 10.1.7 アウトライト・インターナショナル（Outright International）は 2023 年 6 月に「スリランカは社会的に保守的な国家であり、あらゆる形態の LGBTQ 擁護活動が実質的な困難に直面している...」と指摘した¹⁴⁰。
- 10.1.8 同じアウトライト・インターナショナルの報告書はこう指摘している。「スリランカは依然として同性愛嫌悪とトランスジェンダー嫌悪が根強い国であり、全ての市民の基本的自由が著しく制限されていることが、性的少数者とジェンダー少数者に悪影響を及ぼしている。インターセックスの人々の人権についてはほとんど議論がなされておらず、スリランカではこれらの権利における実質的な取組が課題として残されている。」¹⁴¹
- 10.1.9 WFD 報告書 2023 はこう記している。「スリランカの文化的固定観念は厳格である。男性的であること、女性的であることの定義こそが、その厳格性の核心をなしている。」¹⁴²
- 10.1.10 DFAT 報告書 2021 は次のように述べている。「国内情報筋によれば、反 LGBTI 感情はスリランカの文化や社会、特に農村部に深く根付いている。大多数のスリランカ人は性的指向やジェンダーアイデンティティについて保守的な見解を持ち、多くの者が個人の権利よりも集団的価値観を優先する。」¹⁴³

¹³⁸ WFD, [‘Sri Lankans’ perceptions of LGBT persons’](#) (Executive Summary), 28 June 2021

¹³⁹ WFD, [‘Sri Lankans’ perceptions of LGBT persons’](#) (Executive Summary), 28 June 2021

¹⁴⁰ Outright International, [‘We Remain Resilient’](#), (Section 2) June 2023

¹⁴¹ Outright International, [‘We Remain Resilient’](#), (Section 2) June 2023

¹⁴² WFD, [‘Examining lived experiences of LGBT+’](#) (page 41), 14 November 2023

¹⁴³ DFAT, [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 3.116), 23 December 2021

- 10.1.11 DFAT 報告書 2024 は、状況がより複雑であると示唆している。「国内情報筋によれば、同性愛関係に対するコミュニティの姿勢は、特にコロンボやその他の主要都市部で、徐々に進歩的な方向へ変化しつつある。教育を受けた都市部のスリランカ人は概してより寛容だ...国内情報筋によれば、東部ではLGBTQIA+コミュニティが拡大しており、10年前と比べて性的指向を公言する傾向が強まっているが、北部と比べるとまだその傾向は小さい。とはいえ、LGBTQIA+コミュニティに対する全体的な姿勢は依然として敵対的であり、これは特に農村部やムスリムの間で顕著である。」¹⁴⁴
- 10.1.12 職場における雇用主の差別に対する姿勢について、2021年に発表されたスリランカで活動する様々な組織の決裁権者、管理者、代表者 45 名を対象とするイコール・グラウンドの調査では、「...11%が、LGBTIQ の人々に対する職場差別を根絶するため、組織が大胆な措置を講じられるよう国家の法制度を改革すべきだと提案した。また 35%は、職場での差別を終わらせるための強力な組織方針を策定すべきだと考えていた」と報告されている¹⁴⁵。

[ゲイの「シーン」又は「コミュニティ」](#)及び[宗教的姿勢](#)も参照。

職場における処遇に関する情報は[雇用](#)を参照されたい。

[目次に戻る](#)

10.2 宗教的姿勢

- 10.2.1 WFD 報告書 2020 はこう述べている。「回答者は、調査で尋ねられたスリランカの LGBT の人々に対する多くの社会的偏見を支持している。例えば、51.4%が『[LGBT の人々は]私の宗教に反する存在だ』と答えた...」¹⁴⁶
- 10.2.2 スリランカ仏教僧侶の指導者¹⁴⁷であるマハナヤカ・テーラ（Mahanayaka Thera）らは、2024 年 7 月 25 日、「議員立法[刑法（改正）]案で同性愛を非犯罪化する動きに対し不快感を表明した」¹⁴⁸と報じられた。ウィクラマシンハ大統領宛ての書簡で彼らはこう述べた。「同性愛はスリランカ国民を動物のように振る舞わせ、親や兄弟姉妹との絆を軽んじさせる。仏陀は『チャッカヴァティ・シーハナダ経（Chakkawathi Sihanada Suthra）』において、不適切な性的行為は人の容貌や寿命を損ない、社会の衰退を招くと説いた。」¹⁴⁹
- 10.2.3 フィリピンを主な対象とするアジアの一般カトリック信徒による宣教サイト、リカス・ニュース（Licas News）は、2024 年 7 月 31 日付けの記事で次のように報じた。
- 「コロンボ大司教マルコム・ランジット（Malcolm Ranjith）枢機卿は、スリランカ政府の立法優先事項、特に同性婚を支持する法案導入に焦点を当てた姿勢を公に批判した...『ドラワッタ（Dolawatta）議員が提出した[同性婚に関する]法案も、政府が提出予定の

¹⁴⁴ DFAT, [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 3.169), 2 May 2024

¹⁴⁵ Equal Ground, [‘A study on workplace discrimination: ...’](#) (pages 12), 2021

¹⁴⁶ WFD, [‘Sri Lankans’ perceptions of LGBT persons’](#) (Executive Summary), 28 June 2021

¹⁴⁷ The Diplomat [‘Sri Lankan President Pledges Full Implementation...’](#), 6 February 2023

¹⁴⁸ The Daily Mirror, [‘Mahanayaka Theras express displeasure...’](#), 25 July 2024

¹⁴⁹ The Daily Mirror, [‘Mahanayaka Theras express displeasure...’](#), 25 July 2024

女性の権利に関する法案も、いずれもスリランカに極めて危険な状況を生み出そうとする試みであり、結婚と家庭生活を破壊しようとする試みだ。これは間違っていると思う』と枢機卿は述べた...[彼は]また、こうした立法措置が国際的な圧力に影響されている可能性を示唆し、欧米諸国における同様の傾向を指摘するとともに、外国の外交官や地元の政治家がこれらの運動を支援していることを指摘した。」¹⁵⁰

- 10.2.4 J・マック (J Mack) による論説「文化対人権：スリランカにおける同性関係の非犯罪化 (Culture vs. Human Rights: Decriminalisation of Same-Sex Relationships in Sri Lanka)」は、2024 年 8 月 13 日に市民ジャーナリズム・サイト、グラウンドビューズに掲載された。そこにはこう記されている。

「スリランカが少数派 LGBTIQ コミュニティの平等拡大につながる立法措置を通じて包摂的な社会を構築しようとする試みは、同国の宗教指導者による反対に直面している。彼らは、こうした動きがスリランカで守られてきた文化や社会的価値観を脅かすと恐れている。この反発は[刑法(改正)]法案の提出を受けて起こったものだ...これに対し、国内の複数の著名な宗教指導者が、公の声明や大統領宛ての書簡などを通じて自らの立場を表明した...

「LGBTIQ 関連の議論では宗教が頻繁に取り上げられ、宗教的教えに反する、自然の理に反する、外国の概念であるといった主張がなされる...最高裁判所の審理では、申立人が同性「愛行為は仏教の原則に反すると主張した...

「LGBTIQ の人々の権利向上に反対する意見の多くは、児童の保護や、家族とその価値観の維持というテーマに集中している。」¹⁵¹

[刑法\(改正\)法案\(2023年\)及び性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する公式見解](#)も参照

[目次に戻る](#)

11. 社会的処遇

11.1 LGBTI の人々の処遇

- 11.1.1 資料では LGBTI の状況が総括的に扱われることが多く、個々のグループへの対応を特定するのは困難である。社会での可視性が高いため、情報はトランスジェンダー女性の経験に焦点が当てられるケースが多い。CPIT は可能な限り異なるグループの経験を区別しようと試みたが、重複は残っている ([レズビアン及びバイセクシュアル女性の処遇](#)、[トランスジェンダー及びインターセックスの人々の処遇](#)、[転向療法](#)を参照)。

- 11.1.2 WFD 報告書 2020 の主な調査結果は以下のとおりである。

「回答者の大多数は、スリランカにおいて LGBT の人々が様々な公的・私的場面で差別を受けていることを認めている。これは回答者の LGBT に対する認識、姿勢、見解とは無関係である。スリランカの LGBT の人々が、LGBT であるという理由で差別や嫌がらせを受けていると回答した割合の例は以下のとおりである。

¹⁵⁰ Licas News, '[Sri Lankan cardinal criticizes government's legislative focus](#)', 31 July 2024

¹⁵¹ Groundviews, J Mack, '[Culture vs. Human Rights](#)', 13 August 2024

- ・ 89%が、LGBT の人々は LGBT であるという理由で、ソーシャル・メディア上で暴力や虐待に直面していると答えた。
 - ・ 87%が、LGBT であるという理由で、賃貸住宅探しや学校において差別を受けていると答えた。」¹⁵²
- 11.1.3 これらの回答は、この処遇を直接経験した人の割合ではなく、そのような処遇があったと考えた人の数に関するものであることに留意すべきである。また、これらの認識が何を根拠としているかも説明されていない。
- 11.1.4 DFAT 報告書 2024 は次のように述べている。「国内情報筋によれば、LGBTQIA+コミュニティのメンバーは家族からの脅迫、身体的及び／又は言語的虐待に直面し、異性愛結婚を強制される可能性がある。国内情報筋は DFAT に対し、LGBTQIA+コミュニティのメンバーが家族の嫌がらせや虐待を避けるため、性的アイデンティティを隠したり、家を出たりしていると伝えた。」¹⁵³
- 11.1.5 DFAT 報告書 2021 はこう指摘している。「国内情報筋は DFAT に対し、LGBTI 個人に対する敵意は『広範に存在し』、特定の民族集団や地理的区域に限定されないと伝えた。」¹⁵⁴DFAT 報告書 2024 は「国内情報筋によれば、LGBTQIA+コミュニティが直面するリスクの程度は地域によって異なり、主要都市部ではリスクが最も低いと認識されている... コロンボは最も自由で進歩的とみなされている」としている¹⁵⁵。
- 11.1.6 DFAT は更に次のように指摘した。「国内情報筋によれば、タミル系の同性愛者は、家族からの排斥や社会的な差別を恐れて、一般的に自らの性的指向を公にしない傾向にある。」¹⁵⁶
- 11.1.7 2023 年 5 月までの出来事をまとめたフリーダムハウスの年次報告書「フリーダム・オン・ザ・ネット 2023 (Freedom on the Net 2023)」は「LGBT+の人々は...ヘイトスピーチの標的となり、オンライン上でゲイと特定されている」と述べている¹⁵⁷。
- 11.1.8 HRCSL が 2024 年 8 月に法務・刑務・憲法改革大臣に送付した書簡は、次のように述べている。「...LGBTIQ コミュニティに対する敵意ある差別的言説が最近増加していることに深い懸念を抱いている。こうした言説には、[刑法（改正）法案]...が同性婚を合法化するとする偽情報[実際にはそうではない]も含まれている。HRCSL は、必要かつ有益な立法改革を検討するにあたり、法務省が敵意に満ちた差別的かつ誤解を招く言説を一切考慮しないよう要請した。」¹⁵⁸
- [刑法（改正）法案（2023 年）、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する公式見解、LGBT 団体、市民社会及び人権 NGO も参照](#)
- 11.1.9 参照した資料において、CPIT はスリランカにおけるゲイ及びバイセクシュアル男性の処遇に関する具体的な情報を見つけることができなかった（[参考文献](#)を参照）。

¹⁵² WFD, [‘Sri Lankans’ perceptions of LGBT persons’](#), 28 June 2021

¹⁵³ DFAT, [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 3.171), 2 May 2024

¹⁵⁴ DFAT, [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 3.112), 23 December 2021

¹⁵⁵ DFAT, [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 3.169), 2 May 2024

¹⁵⁶ DFAT, [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 3.172), 2 May 2024

¹⁵⁷ Freedom House, [‘Freedom on the Net’](#) (Sri Lanka), 4 October 2023

¹⁵⁸ HRCSL, [‘Follow up on Recommendation on S365 and 365A of the Penal Code’](#), 13 August 2024

11.2 レズビアン及びバイセクシュアル女性の処遇

11.2.1 イコール・グラウンドと CIHR が 2023 年 1 月に CEDAW に提出した報告書にはこう記されている。

「2021 年 10 月、コロンボ在住のレズビアンであるアノマ（Anoma、仮名）は、父親に男性との結婚を強制された。父親は『結婚すれば娘は異性愛者になる』と主張した。チャトゥリ（Chathuri、仮名）はアノマと同性愛関係にあり、既婚者である。チャトゥリの夫は、彼女がアノマと関係を持っていることを知ると、身体的・性的・精神的虐待を始めた。2021 年 11 月のある夜、夫は他の 4 人の男と共にアノマを拉致し、人里離れた場所へ連れ去った。そこで 5 人の男は彼女を殴打し、無理やり服を脱がせ、暴言を浴びせ、レイプを試み、そのまま置き去りにした。アノマはこの事件について警察に訴えなかった…」¹⁵⁹

11.2.2 イコール・グラウンドと CIHR が 2023 年 1 月に CEDAW に提出した報告書は次のように述べている。「スリランカには、LB [レズビアン]女性を異性愛結婚の強制から保護する法律が存在しない。多くの場合、彼女たちは身体的・精神的虐待に苦しんでいるが、被害者は警察や法律、家族による更なる報復を恐れて、こうした事例は闇に埋もれたままである。異性婚を強制された女性は婚姻内レイプの被害にも遭いやすいが、スリランカ刑法ではこれは依然、犯罪として扱われていない。」¹⁶⁰

11.2.3 同じイコール・グラウンドと CIHR の提出書類は次のように述べている。

「レズビアンやバイセクシュアルの女性が家族にカミングアウトすると、家族からの反発を招くことがある。時には極端な嫌がらせに発展し、若い女性が意思に反して転向療法や精神鑑定を強制されるケースも少なくない。例えば、あるレズビアンの女性に対して、両親が娘の性的指向は精神疾患であるとの法的宣言を求める訴訟を起こした事例がある。また、22歳の女性が両親によって自宅に不法に監禁され、虐待や嫌がらせを受けていたことも報告されている。裁判所は後にこの申立てを却下した。

「別の事例では、2022 年 6 月、アッカライパトゥ（Akkaraipattu）で交際中の女性 2 人が逮捕された。これは、彼女たちの関係に反対していた一方の女性の父親が申し立てた苦情に基づくものだった。

「18 歳のレズビアン、メグナ（Meghna、仮名）は、レズビアンであり別の女性と交際していることを両親が知った後、身体的暴力と監禁を受けた。2019 年、メグナとパートナーは双方の家族から交際中止を命じられた。2020 年 4 月、2 人はデートをしているところを発見され、片方の女性は母親に殴打された。双方の家族は暴力で脅し、メグナは日中部屋に閉じ込められた。メグナの両親は更に、医師を呼んで彼女の性的指向を『矯正』すると脅した。」¹⁶¹

¹⁵⁹ Equal Ground, CIHR, [‘Violations By Sri Lanka’](#) (paragraph 6.5), January 2023

¹⁶⁰ Equal Ground, CIHR, [‘Violations By Sri Lanka’](#) (paragraph 6.3), January 2023

¹⁶¹ Equal Ground, CIHR, [‘Violations By Sri Lanka’](#) (paragraphs 6.6, 6.7, 6.8), January 2023

- 11.2.4 DFAT 報告書 2024 は、2021 年報告書¹⁶²の内容をほぼ繰り返しつつ、次のように記している。

「国内情報筋によれば、特に農村部では、レズビアンやバイセクシュアルの女性が、伝統的な家族の期待や価値観ゆえに、自らの性的指向を公にすることへの更なる困難に直面している。国内情報筋は DFAT に対し、家父長制社会であるスリランカにおいて、女性であること自体が困難であり、レズビアンであることの困難は更に大きいと伝えた。レズビアンの女性は家族から異性愛結婚を迫られ、スリランカのほとんどの女性と同様に、公共交通機関を含む公共の場での嫌がらせに直面していると報告されている。」¹⁶³
職場における社会的待遇に関する情報は、[雇用](#)を参照されたい。

[目次に戻る](#)

11.3 トランスジェンダー及びインターセックスの人々の処遇

- 11.3.1 APTN 報告書 2020 は、スリランカについて次のように指摘している。「強い社会的保守主義を背景とする国であり、トランスジェンダー及びジェンダー多様性をもつ市民は、複数の形態の制度的な疎外と汚名に直面している...家族内における高レベルの暴力（特に矯正レイプ）のリスクは、トランスジェンダー男性とトランスジェンダー女性の双方にとって依然として重大な懸念事項である。」¹⁶⁴

- 11.3.2 国際非営利組織グローバル・コミュニティーズ（Global Communities）のウェブサイトに掲載された 2023 年 2 月 14 日付けブログ記事は、ジャフナ・トランスジェンダー・ネットワーク（Jaffna Transgender Network）の設立に関連し、次のように記している。

『我々のコミュニティには、持続可能な住居や生計を立てる経済的資源を持たない者もいる...』と語るのは、ジャフナ県で育ったトランスジェンダー女性、エンジェル・クィーンタス（Angel Queentus）だ。彼女はスリランカのレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クィア、インターセックス（LGBTQI+）コミュニティの一員として、自身や仲間が直面してきた困難を説明する...

『これまで、学校や家庭、職場において社会からの多くの直接的な暴力や差別に直面した』と彼女は語る。『...地域社会では路上を歩くことさえ許されなかった。いじめられ、石や物を投げつけられた。』

「こうした差別行為、増大する孤立感、トランスジェンダーの人々が利用できるコミュニティ資源や組織的支援の全体的な不足が、クィーンタスが 2019 年にジャフナ・トランスジェンダー・ネットワーク（Jaffna Transgender Network : JTN）を立ち上げるきっかけとなった。」¹⁶⁵

- 11.3.3 USSD 報告書 2023 は、2022 年報告書¹⁶⁶の情報を繰り返して次のように述べている。「トランスジェンダーの人々は、恣意的拘禁、虐待、雇用・住宅・医療へのアクセスにおけ

¹⁶² DFAT, [‘DFAT Country Information Report ...’](#), (3.111, 3.112, 3.113), 23 December 2021

¹⁶³ DFAT, [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 3.175), 2 May 2024

¹⁶⁴ APTN, [‘Conversion Therapy Practices in Sri Lanka’](#) (page 8), 31 March 2021

¹⁶⁵ Global Communities, [‘Expanding Outreach and Support for the LGBTQI+ ...’](#), 14 February 2023

¹⁶⁶ USSD, [‘USSD report 2023’](#) (section 6), 22 April 2024

る差別を含む社会的差別に直面し続けている。」¹⁶⁷この情報源は、社会的差別という文脈における恣意的拘禁の性質に関する詳細を提供しなかった。また、2023 年に LGBTI の人々が具体的にどの程度の社会的差別を経験したかについての規模や範囲に関する追加情報も提供しなかった。

- 11.3.4 タミル系オンライン・ニュース・サイト、タミル・ガーディアン（Tamil Guardian）が、ジャフナ・トランスジェンダー・ネットワークの事務局長、エンジェル・クイーンタスから提供された情報を掲載した。そこにはこう記されている。「タミル社会の中でも、特にトランスジェンダー・コミュニティは、[我々は]人間としてすら扱われていない。スリランカでは我々は、タミル人であること、トランスジェンダーであることの両方によって抑圧されている...今日、我々が誇りを持って行進するのは、家庭で、学校で、職場で、限られた居場所を切り開くために直面してきた障害があるからだ。人は尊厳をもって扱われる必要がある。」¹⁶⁸
- 11.3.5 DFAT 報告書 2024 は次のように記している。「トランスジェンダーの人々、特にトランスジェンダー女性の場合、より目立つ存在である分、直面するリスクはより深刻である...国内情報筋によれば、トランスジェンダー女性が家族から暴行を受けることや、一般市民からの身体的攻撃、言葉による虐待、性的暴力を受けることは一般的である。こうしたリスクはジャフナとバットикаロアでより顕著であり、コロomboではやや低いと報告されている。」¹⁶⁹
- 11.3.6 参照した資料において、CPIT はスリランカにおけるインターセックスの人々の社会的処遇に関する情報を見つけることができなかった（[参考文献](#)を参照）。

[目次に戻る](#)

11.4 転向療法

- 11.4.1 APTN 報告書 2020 は次のように指摘している。
- 「スリランカ社会における CTP を理解するには、それが行われる背景、すなわち、ジェンダーに基づく暴力のレベルが高い社会を把握することが最も重要だ。スリランカ社会では、学校や家庭内での体罰を含む、児童や若者に対する暴力が常態化している。こうした『不処罰の文化』という文脈の中で、CTP のような実践が広く行われているのだ...「家族内で行われる CTP には精神的・身体的虐待が含まれ、場合によっては矯正レイプも発生する...ジェンダー・スペクトラム上の位置にかかわらず、トランスジェンダー及びジェンダー多様性を持つ人々は転換実践の重大な脅威に直面し続けている。家族外で行われる CTP は信仰に基づく手法を伴うことが多く...仏教...キリスト教（特にカトリック教会...）[が含まれ、]多様な形態の CTP が提供されている。多くの親、保護者、年長者は、トランスジェンダーやジェンダー多様性をもつ若者を出生時に割り当てられ

¹⁶⁷ USSD, '[USSD report 2022](#)' (section 6), 20 March 2023

¹⁶⁸ Tamil Guardian, '[Jaffna LGBTIQ+ community holds second annual Pride march](#)', 13 June 2023

¹⁶⁹ DFAT, '[DFAT Country Information Report Sri Lanka](#)' (paragraph 3.173), 2 May 2024

た性別に順応させるため、外部支援を求める際に占星術、星占い、様々な超自然的信念に頼る。」¹⁷⁰

11.4.2 同じ APTN の報告書はこう指摘している。

「医療分野で CTP を擁護する者たちは、ほとんど何の制裁も受けていない...法的保護や監視機構の欠如が、医療専門家という立場を利用して CTP を行うことで自らの同性愛嫌悪やトランスジェンダー嫌悪を表現する者たちに、白紙委任状を与えているのだ。占星術師や、悪魔祓いなどの超自然的行為の専門家を自称する者、そして CTP を提供する医療従事者は、スリランカ社会にまん延する高いレベルの同性愛嫌悪やトランスジェンダー嫌悪を利用して、多額の収入を得ている...

「年長者を決して疑わないという文化的慣習の結果、インタビューを通じて明らかになったのは、CTP の被害を受けたトランスジェンダーやジェンダー多様性をもつ人々が、加害者に対して訴訟を起こすことに強い抵抗感を持っているという事実だ。法執行機関による更なる暴力への恐怖、司法機関による虐待や制度的差別、そして自らの体験が公になった場合に生じうる追加的な報復やトランスジェンダー嫌悪への懸念が、多くのトランスジェンダーやジェンダー多様性をもつ人々が CTP 加害者への苦情申立てや法的措置を躊躇する理由となっている...

「トランスジェンダーやジェンダー多様性を持つ市民の権利を保護する明確な法律は存在しないものの、スリランカ医療評議会への苦情申立てといったいくつかの手段は、CTP の被害を受けたトランスジェンダーやジェンダー多様性をもつ人々に依然として開かれている。回答者らは繰り返し、転向療法の有害な結果を特定しこれを禁止する保護立法の必要性を強調した。」¹⁷¹

11.4.3 同じ APTN 報告書 2020 はこう述べている。「占星術師、占い師、現地の除霊術や黒魔術の施術者、西洋医学の施術者らが関与する CTP は...身体的損傷、持続的な精神的トラウマ、そして場合によっては電気ショックや薬物投与による深刻な副作用を引き起こす。」¹⁷²

11.4.4 NGO イコール・グラウンドのシハラ・マドゥワゲによるグラウンドビューズ記事 (2022 年 7 月 23 日掲載) は次のように述べている。「スリランカでは特定の病院や診療所が転向療法又は矯正療法を提供することが一般的だ。これは LGBT の性的指向やジェンダーアイデンティティを異性愛者 (ヘテロセクシャル) に変えようとする疑似科学的な行為である。例えば、キャンディ (Kandy) のスワセバナ (Suwasevana) 病院 (非公開有限責任会社) は、医療催眠療法で治療可能な症状として同性愛や服装倒錯を挙げている。」¹⁷³

¹⁷⁰ APTN, [‘Conversion Therapy Practices in Sri Lanka’](#) (pages 5, 6), 31 March 2021

¹⁷¹ APTN, [‘Conversion Therapy Practices in Sri Lanka’](#) (page 7), 31 March 2021

¹⁷² APTN, [‘Conversion Therapy Practices in Sri Lanka’](#) (page 8), 31 March 2021

¹⁷³ Groundviews, [‘Out of the Shadows’](#) 23 July 2022

- 11.4.5 CPIT は 2024 年 7 月 23 日、スワセバナ病院のウェブサイト検索ツールを使用し、「トランスジェンダー」「服装倒錯」「同性愛者」「同性愛」「催眠療法」「催眠」という検索語句を入力したが、結果は「該当する項目なし」であった¹⁷⁴。
- 11.4.6 イコール・グラウンドと CIHR が 2023 年 1 月に CEDAW に提出した報告書にはこう記されている。
- 「精神保健に関連する人権侵害には、[世界保健機関が]非難している転向療法の実践が含まれる...こうした転向療法には、薬物投与、電気ショック療法、自慰行為による再条件付けなどが含まれる。これらの実践はスリランカで広く行われている。家族は時に、医療や精神保健の専門家に対し、『非規範的傾向』を示す者を『治療』するよう求めることがある。これは、これらの人々の人権を完全に侵害する形で、施設への収容、心理療法、薬物投与、あるいは拘束につながる可能性がある。こうした治療形態は、ジョグジャカルタ原則[性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する国際人権法の適用を定めた原則集]の第 18 原則に反するものである。」¹⁷⁵
- 11.4.7 イコール・グラウンドと CIHR が CEDAW に提出した文書は、影響を受ける人数、地域、LGBTI という範疇の中の特定の集団に関して「広く行われている」をどのように定義したかについて、詳細を一切示していなかった¹⁷⁶。慣行が広範に存在すると評価した後に、デジタル・メディア・プラットフォーム¹⁷⁷であるロアメディア（Roar media）が発表した記事が脚注として付されている。ザハラ・ダウッドボイが執筆した「同性愛は間違っている！：スリランカにおける転向療法の恐ろしい現実」¹⁷⁸というタイトルのこの記事はダウッドボイの経歴や使用した情報源の参考文献を提供していない。
- 11.4.8 USSD 報告書 2023 は次のように記している。
- 「いわゆる転向療法に関する報告がいくつかあった。LGBTQI+コミュニティのメンバーによれば、一部の親は LGBTQI+の子供を、強制的な投薬や有害な宗教的儀式を含む『治療』に送り込んだ。ある活動家はインタビューでは多くの親が、子供が普通の生活を送るためには転向療法が必要だと信じていると述べた。子供や同意のない成人インターセックスの人々に対して、不可逆的な『正常化』手術が行われたという報告はなかった。」¹⁷⁹
- 11.4.9 DFAT 報告書 2024 は、「スリランカでは『転向療法』が認められており、一部の家族が LGBTQIA+の人々に対し、営利目的の専門施設や魔術を通じて強制的に治療を受けさせていることが確認されている」と述べている¹⁸⁰。

[目次に戻る](#)

¹⁷⁴ Suwasevana Hospitals, [website](#), no date

¹⁷⁵ Equal Ground, CIHR, [‘Violations By Sri Lanka’](#) (paragraph 4.17), January 2023

¹⁷⁶ Equal Ground, CIHR, [‘Violations By Sri Lanka’](#) (paragraph 4.17), January 2023

¹⁷⁷ Roar Media, [‘About us’](#) no date

¹⁷⁸ Roar Media, Dawoodbhoy, Z, [‘Homosexuality Is Wrong!’](#), 11 April 2019

¹⁷⁹ USSD, [‘USSD report 2023’](#) (section 6), 22 April 2024

¹⁸⁰ DFAT, [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 3.171), 2 May 2024

12. サービスへのアクセス

12.1 概要

12.1.1 WFD 報告書 2020 は次のように指摘している。

「スリランカでは、出生証明書、国民身分証明書（NIC）、その他の身分証明書といった公的文書が、日常生活の様々な場面や数多くのサービス利用において必要とされる。これには就職活動、金融サービスの利用、医療機関の受診、公的機関へのサービス申請、教育機関の利用、法執行機関や司法制度との関わりなどが含まれる...

「スリランカにおいて公的書類が要求されるあらゆる場面で、LGBTIQ+の人々（特にトランスジェンダーやジェンダーノンコンフォーミングの人々）は、出生時に割り当てられた名前と性別が記録された公的書類を提示するが、これは実際の名前やジェンダーアイデンティティ（及びジェンダー表現）と一致しない場合があり、このことが屈辱、差別、嫌がらせ、暴力の危険を招く。正しい氏名と性別表記を反映した公的書類を取得できないことは、スリランカの LGBTIQ+の人々が医療、教育、雇用その他のサービスを利用できないこと、また暴力やその他の不当な扱い及び虐待を受けることの主要な原因となっている。実際、正確な書類を持たないことで、多くの LGBTIQ+スリランカ人が、そうした書類を必要とするサービスを利用しない、あるいはそれらの書類を要求される状況を避ける生活を強いられている。つまり、他のスリランカ人とは異なる社会化の次元で生きているのである。」¹⁸¹

12.1.2 USSD 報告書 2023 は「トランスジェンダーの人々は、虐待を含む社会的差別、及び雇用・住宅・医療へのアクセスにおける差別に依然として直面している」と述べた¹⁸²。

12.1.3 WFD 報告書 2023 は次のように指摘している。「国家が特に LGBT+の若者に適切な住居の権利を保障しないことは、彼らの教育を受ける権利を制限し、結果として就労の機会を奪う。雇用の不安定さにより、多くの LGBT+のスリランカ人は非公式部門で生計を立てざるを得ず、安定した賃貸契約や融資、公営住宅の取得が不可能となっている。」¹⁸³

12.1.4 DFAT 報告書 2024 は次のように述べている。「国内情報筋によれば、トランスジェンダーの人々や公然とゲイ・レズビアンを自認する人々は、職場や教育、医療の場で差別やいじめに遭っている...学校ではトランスジェンダーの児童に対する差別・暴力・いじめが頻発していると報告されており、多くの児童が学業を修了できていない。」¹⁸⁴

[社会的処遇](#)、[暴力](#)、[差別](#)も参照

[目次に戻る](#)

12.2 医療

12.2.1 APTN 報告書 2020 はこう述べている。「同性愛が精神疾患ではないと公に宣言しているにもかかわらず、スリランカ精神科医協会（Sri Lanka College of Psychiatrists : SLCP）

¹⁸¹ WFD, [‘Rethinking laws and policies that leave LGBTIQ+ Sri Lankans ...’](#) (page 93), 29 June 2021

¹⁸² USSD, [‘USSD report 2023’](#) (section 6), 22 April 2024

¹⁸³ WFD, [‘Examining lived experiences of LGBT+’](#) (Executive Summary), 14 November 2023

¹⁸⁴ DFAT, [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 3.172, 3.173), 2 May 2024

は、インフォームド・コンセントと自己認識に基づくジェンダー自認制度の実施を含む多くの側面で、トランスジェンダーの人々の権利に反対を続けている。彼らの敵意は、CTP を公然と行う医療関係者の手助けとなる主要な要因であり続けている。」¹⁸⁵

- 12.2.2 DFAT 報告書 2024 は次のように述べている。「2021 年 8 月、精神保健と精神医学の主要な医療団体であるスリランカ精神科医協会は、同性愛を精神疾患とはみなさないことを表明し、その非犯罪化を求めた。」¹⁸⁶

- 12.2.3 NGO イコール・グラウンドのシハラ・マドゥワゲによるグラウンドビューズ記事（2022 年 7 月 23 日掲載）は次のように述べている。

「昨年、イコール・グラウンドは 20 代半ばのゲイ男性から苦情を受けた。彼は国営病院の精神科クリニックで治療を求めたが、彼の精神疾患を治療するはずだった精神科医は、同性愛は不自然であり、彼の全ての問題の根源だと主張して患者を非難した。医師は更に、カマル（Kamal）が治療を受けたいなら自分自身を変えるべきだと圧力をかけ、もし彼がゲイであり続けるなら、世界中のどの医療専門家も彼の精神疾患を治療できないと主張した...

「[しかし]...同国における精神保健及び精神医学の主要な医療団体であるスリランカ精神科医協会（SLCP）は昨年、同性愛を精神疾患とはみなさないとの見解を示し、その非犯罪化を求めている。」¹⁸⁷

- 12.2.4 2023 年 3 月 12 日に公表されたスリランカ国家ジェンダー平等・女性のエンパワーメント政策 2023～2033 は、次のように述べている。

「サービスが提供されているにもかかわらず、法的障壁が依然として女性や性的指向・ジェンダーアイデンティティの異なる人々が、必須かつ命を救う医療サービスを利用することを妨げている。LGBTIQ+の人々と一般の人々の基本的な健康ニーズは同じであるにもかかわらず、彼らの性的指向やジェンダーアイデンティティが、生殖医療を含む健康関連情報やサービスへを利用する際の障壁となっている。彼らはしばしば医療サービスを受けることを避けたり遅らせたり、不適切なあるいは質の劣ったケアを受けたたり、サービス利用時に差別や偏見に直面したり、医療上の守秘義務が守られない場合がある。しかし、HIV／エイズや性感染症予防プログラムにおいてはLGBTIQ+の人々の存在がより目立つため、これが彼らの一般的な健康や生殖医療サービスのニーズを認識する妨げとなり、否定的な固定観念を強化する可能性もある...。」¹⁸⁸

- 12.2.5 2023 年 9 月に公表された WFD 報告書「包摂の格差に関する調査：保健部門の評価」（An Exploration of Inclusion Gaps: An Assessment of the Health Sector）は、スリランカ 4 地域で 9 つのフォーカス・グループと主要関係者へのインタビューによる質的調査を実施し、官僚、医療提供者、開発機関、LGBTQIA コミュニティ組織との追加協議を行った¹⁸⁹。報告書は次のように指摘している。

¹⁸⁵ APTN, [‘Conversion Therapy Practices in Sri Lanka’](#) (pages 6, 7), 31 March 2021

¹⁸⁶ DFAT, [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 3.68), 2 May 2024

¹⁸⁷ Groundviews, [‘Out of the Shadows’](#) 23 July 2022

¹⁸⁸ UNFPA, [‘National Policy on Gender Equality’](#) (page 28), 12 March 2023

¹⁸⁹ WFD, [‘An Exploration of Inclusion Gaps’](#) (Methodology), September 2023

「LGBTQIA+コミュニティが一般医療以外に利用する保健サービスには、HIV／エイズ治療を含む性感染症クリニック、トランスジェンダー医療、メンタルヘルス・ケアが含まれる。しかし、これは個人の性的指向やジェンダーアイデンティティ又は表現が一般医療へのアクセスに影響しないという意味ではない。特に『明らかにクィアと認識される』場合[これは、行動や服装を通じた外見、身体的特徴など、異性愛規範の境界を越えているとみなされるあらゆる要素を含む]には、その傾向が顕著である...

「回答者は LGBTQIA+に特化したメンタルヘルス・ケア提供者の存在を認識していなかったが、性感染症クリニックにカウンセラーがいることについては言及があった...スリランカには現在、トランスジェンダー向け医療を専門とするクリニックが 5 か所ある。これらのクリニックは、キャンディ国立病院、ジャフナ教育病院、カラピティヤ教育病院、カルボウィラ教育病院、ラガマ（コロンボ北部）教育病院、そしてナボディア・クリニックと呼ばれる主要なトランスジェンダー向けクリニックがあるムレリヤワ（コロンボ東部）基幹病院にある。本調査の第 1 段階では、この一部のクリニックで医療処置が提供されていると報告されていた...しかし、今回のデータ収集段階では、トランスジェンダー向け医療手術が実施されたのは、国内の公立病院で試験的に 1 度だけであったことが明らかになった。」¹⁹⁰

- 12.2.6 イコール・グラウンドと CIHR が 2023 年 1 月に CEDAW に提出した文書は次のように述べている。

「LBTQ の立場にある者の健康の権利は不釣り合いに否定されている。特にスリランカにおける生殖・性保健医療は、LBTQ 女性の特有のニーズや経験を考慮していない。さらに、同性間の性的行為が依然として犯罪化されているため、人々は公的医療提供者に対して自身の医療歴や個人歴を正直かつ透明に伝える可能性が低くなり、結果として機密性のある適切な医療サービスを受けられなくなるという事実が、この状況を悪化させている。」¹⁹¹

- 12.2.7 同じ報告書は、トランスジェンダーの人々のジェンダー自認に関して次のように記している。「ホルモン療法と性別適合手術のサービスは不足しており、費用も高額である...」¹⁹²

- 12.2.8 USSD 報告書 2023 は次のように述べている。「保健省はトランスジェンダー・コミュニティに専門的な精神科医療を提供している...性別適合に関する医療処置は無料で医療制度の一部となったが、人権団体は実際にはトランスジェンダー問題を理解し適切なケアを提供する医師を見つけるのが困難だと報告している。ホルモン療法が利用できない場合もあると彼らは述べた。」¹⁹³

- 12.2.9 DFAT 報告書 2024 は次のように述べている。

「トランスジェンダーの人々が医療にアクセスすることはおおむね可能だが、医療従事者による嫌がらせや批判的な発言を頻繁に経験する。保健省はトランスジェンダー・コ

¹⁹⁰ WFD, [‘An Exploration of Inclusion Gaps’](#) (page 13), September 2023

¹⁹¹ Equal Ground, CIHR, [‘Violations By Sri Lanka’](#) (paragraph 4.16), January 2023

¹⁹² Equal Ground, CIHR, [‘Violations By Sri Lanka’](#) (paragraphs 2.10, 2.11, 2.12, 2.13), January 2023

¹⁹³ USSD, [‘USSD report 2023’](#) (section 6), 22 April 2024

コミュニティに専門的な精神科サービスを提供している...国内情報筋は DFAT に対し、ホルモン療法と性別適合手術のサービスが不足しており高額であると伝えた。病院では患者が成人であっても性別適合手術に親の同意が必要であり、これが手術を受ける際の障壁となっていると報告された。多くの人が手術のためにインドへ渡航したと報告されている。スリランカでは術後ケアが利用可能だが、不十分である。2023 年 6 月、国内情報筋はトランスジェンダー男性に必要な注射薬が入手不可能だと報告した。」¹⁹⁴

- 12.2.10 医療へのアクセスに関する詳細は、国別政策及び情報ノート：[スリランカ（医療処置及び医療）](#)を参照
[転向療法](#)も参照

[目次に戻る](#)

12.3 雇用

- 12.3.1 イコール・グラウンドが実施し 2021 年に発表した調査では、様々な部門で働く 193 人の LGBTIQ 従業員が対象となり、以下の結果が得られた。

「...回答者の大半は高等教育を修了していた（学士課程 31%、大学院課程 24%）にもかかわらず、ほとんどの者が初級職以上の職位に就いていなかった。職場で「カミングアウト」しているか尋ねたところ、42%が否定した。これは回答者の半数（50%）が、職場で性的志向及びジェンダーアイデンティティ又は表現（SOGIE）を明かすより強い汚名や差別に直面する可能性があると考えているためでもある。」¹⁹⁵

- 12.3.2 同じ調査では次のことが判明した。

「次に回答者には、支援的で差別のない職場環境があるかどうかを尋ねた。これに対し、38%が否定的な回答をした。雇用機会と福利厚生に関しては、16%が面接時に差別を受けたと、10%が雇用上の便益（昇給、昇進、異動など）を拒否されたと回答し、3%が SOGIE を理由に解雇されたと答えた。ここで留意すべきは、回答者の大半が職場で自身の SOGIE を誰にも明かしていないため、こうした差別的行為の割合が低く出ている点である。さらに、職場での権利侵害事例について管理者に苦情を申し立てられるか尋ねたところ、56%が『更なる報復を恐れて申し立てられない』と回答した。

「回答者には更に、職場で何らかの種類の嫌がらせに遭遇したことがあるか尋ねた。58%が言葉による嫌がらせを経験したと回答した...31%はセクシャル・ハラスメントを経験したと述べた...管理者に苦情を申し立てられるか尋ねたところ...44%は更なる報復を恐れて申し立てられないと答えた。これは、LGBTIQ の従業員が職場で言葉による嫌がらせや性的嫌がらせを経験しても、差別や汚名が更に強まることを恐れて沈黙を選んだことを示している。結果として、回答者の 23%は精神的・感情的な嫌がらせを理由に退職したと述べている...」¹⁹⁶

¹⁹⁴ DFAT, '[DFAT Country Information Report Sri Lanka](#)' (paragraph 3.173, 3.174), 2 May 2024

¹⁹⁵ Equal Ground, '[A study on workplace discrimination: ...](#)' (page 11), 2021

¹⁹⁶ Equal Ground, '[A study on workplace discrimination: ...](#)' (pages 11, 12), 2021

- 12.3.3 WFD の報告書「スリランカの LGBT+の人々の住宅、教育、雇用における実体験の検証、2023 年 11 月 14 日」(Examining lived experiences of LGBT+ Sri Lankans on housing, education, and employment, 14 November 2023) (WFD 報告書 2023) は、4 地区約 60 名の LGBT+スリランカ人を対象としたグループ・ディスカッションを用いた質的調査であり、以下を指摘した。

「職場には…単純化された文化的規範や二元論が存在し、それらはしばしば LGBT+従業員の職場への定着意欲や能力を低下させる。…厳格なジェンダー・ステレオタイプに適合しない行動は、同僚による嘲笑や嫌がらせ、場合によっては性的暴力を招く。LGBT+従業員には救済を求めるか転職する以外に選択肢がほとんどない。法制度は LGBT+従業員の権利を保障する上でほとんど機能していない。スリランカ憲法や特定の法律には、服装・外見・身振り、場合によっては職種に関して雇用主にジェンダー二元論を強制するよう指示する条項は存在しない。ジェンダーに基づいて制服・外見・行動を強制することが表現の自由という基本的人権の侵害と解釈される場合、憲法上、いかなる法律もそのような侵害を許容してはならない。」¹⁹⁷

- 12.3.4 WFD 報告書 2023 には、職場での経験について個人が語った証言も含まれている。¹⁹⁸

- 12.3.5 DFAT 報告書 2024 は次のように述べている。「雇用主はトランスジェンダーの人々を雇用することに消極的な場合があり、DFAT はジェンダーアイデンティティを理由に職を解かれたトランスジェンダーの人々の事例を把握している。」¹⁹⁹

[目次に戻る](#)

12.4 住宅

- 12.4.1 WFD 報告書 2023 は次のように指摘している。

「多くの LGBT+の人々は…[立ち退きの危険や嫌がらせの恐怖なく生活する]権利を享受できていない。特に、彼らがみなされている、又は知られている[SOGIE]...に基づく差別が、経済的状況、居住地、教育、雇用などの不平等と重なる場合にこれは顕著である。多くの人が非公式な賃貸契約で居住している。何らかの書面による合意が存在する場合でも、それを履行させる可能性はほとんどない…

憲法第 12 条第 3 項は、…性別などの禁止された差別理由に基づき、店舗・ホテル・レストランなどへの入場を拒否することを禁じている。しかしこの禁止は、売買・賃貸市場にある建物には適用されない。実際には、売買・賃貸物件の広告において、人種、宗教、性別、職業的地位、婚姻状況その他の事項に関する選好を公然と表明することが一般的である。こうした基準は、LGBT+のスリランカ人を含む様々なリスク・グループに差別的な影響を及ぼしている。」²⁰⁰

[目次に戻る](#)

¹⁹⁷ WFD, [‘Examining lived experiences of LGBT+’](#) (Executive Summary), 14 November 2023

¹⁹⁸ WFD, [‘Examining lived experiences of LGBT+’](#) (pages 41, 42, 43), 14 November 2023

¹⁹⁹ DFAT, [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 3.173), 2 May 2024

²⁰⁰ WFD, [‘Examining lived experiences of LGBT+’](#) (pages 41, 42, 43), 14 November 2023

13. LGBT 団体、市民社会及び人権 NGO

13.1 既存組織

- 13.1.1 国際非営利組織グローバル・コミュニティーズ（Global Communities）のウェブサイトに掲載された 2023 年 2 月 14 日付けブログ記事は、ジャフナ・トランスジェンダー・ネットワーク（Jaffna Transgender Network : JTN）の設立に関連し、次のように記している。

「...[トランスジェンダー女性の] [エンジェル・]クィーンタス（Angel Queentus）...は 2019 年、ジャフナのトランスジェンダーの友人やジェンダーノンコンフォーミングの人々の助けを得て、ジャフナ・トランスジェンダー・ネットワーク（JTN）を立ち上げた。

「集まるための安全な場所も、資金調達の機会や支援もなかったため、このグループはソーシャル・メディアを通じてスリランカ全土のトランスジェンダー・コミュニティや若者からの支援を動員した。やがて組織はクィーンタスとその少数の友人グループから、パッティカロア、キャンディ、プッタラム（Puttalam）各県のトランスジェンダーを含む約 30 人のメンバーに拡大した。グループは主にオンラインで連携し、トランスジェンダーやその他の LGBTQI+の人々が直面する課題について地域社会の人々を啓発する活動を開始した。」²⁰¹

- 13.1.2 DFAT 報告書 2024 は次のように述べている。

「LGBTQIA+コミュニティには一定の支援体制が存在するが、全体的に見れば限定的であり、都市部に集中している。少数の現地 NGO が、権利擁護活動やサービス提供を通じて LGBTQIA+の権利を支援している。最も著名な団体であるコロンボを拠点とするイコール・グラウンドは、LGBTQIA+コミュニティのメンバーに対し法的支援とメンタルヘルス・カウンセリングを提供している。またシンハラ語、タミル語、英語で対応するヘルプラインを運営しており、レズビアン女性とトランスジェンダーの人々向けに別個の専用回線を設けている。2021 年時点で、イコール・グラウンドはスリランカ 25 県のうち 18 県、全国 50 超の町や村で活動していた。国内には LGBTQIA+向けシェルターが 1 か所（コロンボ）存在する。女性向けシェルターはトランスジェンダーの女性を受け入れていない。」²⁰²

- 13.1.3 [イコール・グラウンド](#)は 2004 年に設立された組織で、スリランカを拠点に LGBTIQ コミュニティの平等な権利を求めて活動している。彼らの活動に関する情報はウェブサイト²⁰³で確認できる。

- 13.1.4 [ヴェナサ・トランスジェンダー・ネットワーク（Venasa Transgender Network : VTN）](#)は 2015 年に設立された非営利組織であり、スリランカのトランスジェンダー・コミュニティの平等な権利と法的・社会的承認のために活動している²⁰⁴。

²⁰¹ Global Communities, [‘Expanding Outreach and Support for the LGBTQI+ ...’](#), 14 February 2023

²⁰² DFAT, [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 3.176), 2 May 2024

²⁰³ Equal Ground [‘Who we are’](#), no date

²⁰⁴ Planet Romeo Foundation, [‘Venasa Transgender Network’](#), no date

13.2 国家による処遇

13.2.1 LGBTI 団体に特に言及しているわけではないが、DFAT によれば、一般的にほとんどの NGO はスリランカで自由に活動できる²⁰⁵。

13.2.2 アウトライト・インターナショナルは次のように指摘している。

「スリランカは社会的に保守的な国家であり、あらゆる形態の LGBTQ 擁護活動が重大な困難に直面している…。こうした状況下で、LGBTQ コミュニティは国家や一般市民の一部、宗教団体からの持続的な妨害や反発にもかかわらず、著しい前進を遂げてきた。2022 年のプライド行進と 2023 年のフリーダム・プライド・パレードは、こうした背景のもと、LGBTQ 権利擁護活動だけでなく、より広範な人権擁護活動全体において歴史的な節目となったのである。」²⁰⁶

13.2.3 ILGA アジアの 2023 年 11 月 29 日付け記事は次のように述べている。

「スリランカにおける LGBTIQ の権利の進展は、困難を伴いながら漸進的に達成されてきた。2018 年、イコール・グラウンド創設者のロザンナ・フレイマー＝カルデラ (Rosanna Flamer-Caldera) は、スリランカにおけるバイセクシュアル及びレズビアン女性が刑法第 365A 条に基づき犯罪者とされていることに異議を唱え、女性差別撤廃委員会 (CEDAW) で勝訴した。委員会はロザンナの主張を認め、合意に基づく同性間の関係を非犯罪化することが『暴力、差別、有害なジェンダー・ステレオタイプを防止し、それらから人々を保護するために不可欠である』と宣言した。委員会はスリランカ政府に対し、刑法第 365A 条を廃止し、LBTI 個人を差別から保護する包括的措置を可決するよう求めた。」²⁰⁷

13.2.4 USSD 報告書 2023 は「LGBTQI+問題に関して、表現の自由、結社の自由、平和的集会の自由に対する制限は報告されていない」と記している²⁰⁸。

[成文法](#)、[トランスジェンダー及びインターセックスの人々の処遇](#)、[ゲイの「シーン」又は「コミュニティ」](#)も参照

13.3 ゲイの「シーン」又は「コミュニティ」

13.3.1 国際的な多言語コミュニティであるグローバル・ボイシズ (Global Voices、ライター、翻訳者、人権活動家からなる) は、2023 年 6 月の記事で次のように報じた。

「[スリランカ](#)で最初の LGBTQ+プライド・イベントは 2005 年に非公開で開催され、参加者は約 300 人だった。過去 10 年間で、スリランカでは LGBTQ+の権利を求める運動が拡大した。非営利団体イコール・グラウンドの支援を受けたコミュニティは、毎年公開のプライド・イベントを開催し始め、一部に抵抗があったものの好評を得た。昨年

²⁰⁵ DFAT, '[DFAT Country Information Report Sri Lanka](#)' (paragraph 3.124), 2 May 2024

²⁰⁶ Outright International, '[We Remain Resilient](#)', (Section 2) June 2023

²⁰⁷ ILGA Asia, '[Sri Lanka: Amendment in Police Guidelines...](#)', 29 November 2023

²⁰⁸ USSD, '[USSD report 2023](#)' (section 6), 22 April 2024

[2022 年]のイベントでは、首都コロンボのいくつかの通りが初めて鮮やかな虹色に塗られた。

「今年もイコール・グラウンドや他の LGBTQ+ 団体が主導する活気あるプライド・イベントが相次ぎ、平等を訴え差別撤廃を要求した。...月の最初のイベントは 6 月 4 日（日曜日）、コロンボのヴィハラマハデーヴィ（Viharamahadevi）公園から出発した 2023 年フリーダム・プライド・パレードだった。参加者は虹色の旗やプラカードを掲げ、LGBTQ+ に対する警察の嫌がらせの終結と平等な扱いを求めた。また転向療法の禁止も訴えた...6 月 22 日には若手活動家集団が、1 か月にわたる祝賀の一環として 3 言語によるエピソード劇『同性愛を隠す者たち（Closet Cases）』を上演した。」²⁰⁹

13.3.2 アウトライト・インターナショナルは次のように記している。

「...2022 年のプライド行進は 6 月 25 日に行われた。この行進に先立ち、6 月 11 日にはジャフナを拠点とする LGBTQ 団体が主催するレインボー・プライド・ウォークが開催された...

「このプライド行進は、これまでの LGBTQ 運動を基盤として築かれたものである...ある論評家が指摘したように、この行進はプライド月間に開催された大規模なプライド行進であり、より広範な政治運動の一部として行われた点で、この種の行進としては初めてのものだった。行進には多様な性的指向、ジェンダーアイデンティティと表現、性的特徴をもつ多様な人々が参加した...コロンボとジャフナのプライド行進は物理的な妨害には遭わなかったものの、ソーシャル・メディア内外で広範な反対意見に直面した...

「...2022 年のプライド・パレード主催者たちは成功を収め、2023 年 6 月 4 日にはコロンボで更に大規模なプライド・パレードを開催した。2023 年のパレードは『フリーダム・プライド・パレード』と名付けられ...このパレードは、特にソーシャル・メディア上で、LGBTQ の人々に対する激しい迫害を引き起こした。」²¹⁰

13.3.3 タミル・ガーディアン紙は 2023 年 6 月 13 日付けで次のように報じた。「ジャフナの LGBTIQ+ コミュニティは [2023 年] 6 月 10 日、第 2 回年次プライド行進を開催した...。この行進は平和で喜びに満ちた行事だった。多様性を祝い、抑圧に抗議する場となった。ジャフナの LGBTIQ+ コミュニティは沈黙させられないというメッセージを発信している。彼らは自らの権利と、全ての人が尊厳と敬意をもって扱われる権利のために戦い続けるだろう。」²¹¹

13.3.4 スペインの日刊国際ニュース・サービス EFE は、2024 年 6 月 16 日にコロンボで行われたプライド祝賀について報じた。記事は次のように述べている。

「スリランカの平等権活動家たちは日曜日、プライド月間を祝い、同性愛を犯罪とする法律の廃止を含む早期の改革を要求するためコロンボに集結した。コミュニティが街頭行動を起こすのはこれで 3 年連続となる...

「ナヴォダ（Navoda）[女性として自己認識するノンバイナリー]は、2022 年のアラガラヤ（Aragalaya）大衆運動（経済危機を契機に政府崩壊をもたらした抗議デモの波）以降

²⁰⁹ Global Voices, [‘Sri Lanka's LGBTQ+ community holds Pride events demanding ...’](#), 26 June 2023

²¹⁰ Outright International, [‘We Remain Resilient’](#), (Section 2) June 2023

²¹¹ Tamil Guardian, [‘Jaffna LGBTIQ+ community holds second annual Pride march’](#), 13 June 2023

参加し続けているプライド行進への満足感を表明した。『アラガラヤ以降、コロンボは我々にとってより安全な場所になったと感じる。LGBT+コミュニティと人々の接触が増えた。警察官もクィア・コミュニティへの認識をもっていた。前向きな変化がある』とナヴォダは語った。」²¹²

13.3.5 DFAT 報告書 2021 及び 2024 は、いずれも大都市圏にはより大規模な支援ネットワークと LGBTI コミュニティが存在し、LGBTI の人々がコロンボへ移住していることを指摘している²¹³²¹⁴。

13.3.6 DFAT 報告書 2024 は次のように述べている。「国内情報筋は DFAT に対し、今日では LGBTQIA+問題についてより率直に語れるようになり、LGBTQIA+関連のイベントを開催する自由も増したと伝えた...。」²¹⁵

13.3.7 以下の画像は 2024 年 6 月の EFE レポート²¹⁶からのものである。



²¹² EFE, [‘Dozens march in Colombo’](#), 16 June 2024

²¹³ DFAT, [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 3.112), 23 December 2021

²¹⁴ DFAT, [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 3.169), 2 May 2024

²¹⁵ DFAT, [‘DFAT Country Information Report Sri Lanka’](#) (paragraph 3.169), 2 May 2024

²¹⁶ EFE, [‘Dozens march in Colombo’](#), 16 June 2024



[目次に戻る](#)

バージョン管理及びフィードバック

承認

本ノート of 承認に関する情報は以下のとおり。

- ・ 第 6.0 版
- ・ 2024 年 9 月 27 日から有効

公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの開始

本セクション内の情報は内務省内のみでの利用に限定されているため、削除されている。

公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの終了

[目次に戻る](#)

本ノートの前回版からの変更点

国別情報及び評価が更新されている。

[目次に戻る](#)